

京丹後市子ども・子育て支援事業計画
(案)

平成 26 年 11 月 7 日

京丹後市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題.....	3
1 京丹後市の人口と世帯.....	3
2 京丹後市の世帯の状況.....	7
3 仕事と家庭の両立.....	10
4 母子保健の状況と課題.....	11
5 ニーズ調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況.....	15
6 課題のまとめ.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	36
1 基本理念.....	36
2 基本目標.....	37
3 計画の体系.....	39
第4章 施策の推進方向.....	40
1 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり.....	40
2 すべての家庭が心豊かに子どもと向き合うことのできるまちづくり.....	45
3 男女ともに子育てと仕事を両立・発展できるまちづくり.....	49
4 子どもが安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり.....	50
5 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり.....	52
第5章 量の見込みと確保方策.....	55
1 提供区域の設定.....	55
2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策.....	56
3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策.....	58
第6章 計画の推進について.....	66
1 市民や地域、関係団体等との協働.....	66
2 庁内の推進体制.....	66
3 計画の進行管理.....	66

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、急速な少子化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加等、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築することとなりました。平成24年には「子ども・子育て関連3法」が制定され、新たな制度のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととしています。

また、平成25年6月に少子化社会対策会議で決定された「少子化危機突破のための緊急対策」に基づき、切れ目のない結婚・妊娠・出産支援等、継続的な少子化対策が進められています。

京丹後市においても、平成22年に策定した「京丹後市次世代育成支援対策行動計画」に基づき、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的かつ計画的に推進してきました。また、少子化の進行や保育所の老朽化等に伴い、平成23年に見直しを行った「京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、保育所の統廃合や幼保一体化、民間委託による保育所運営等の施策を進めています。

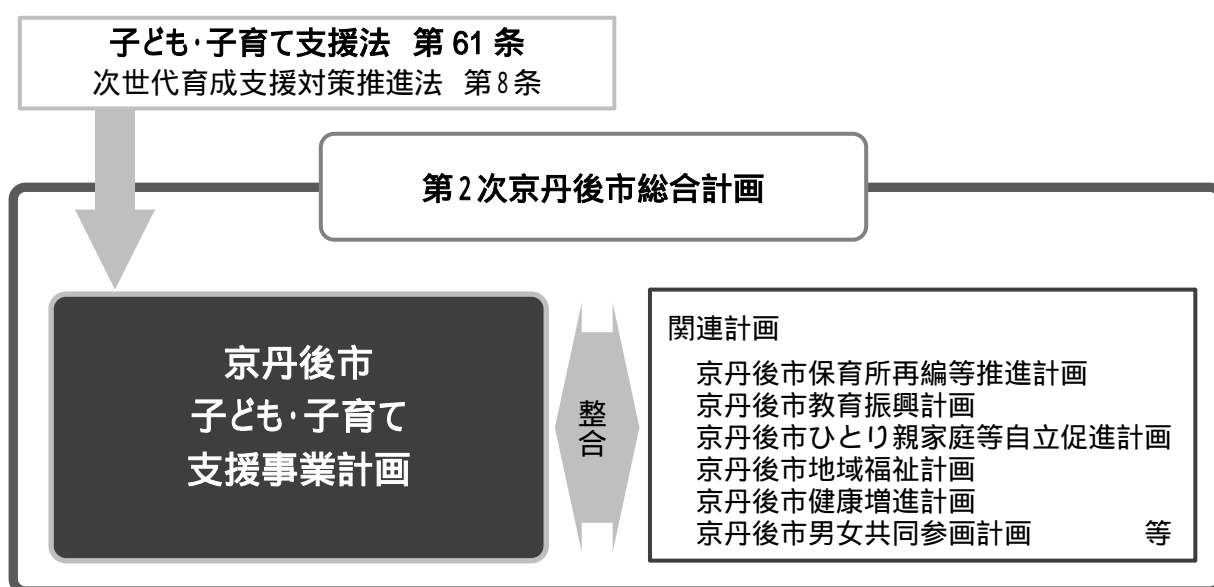
さらに、平成27年には「京丹後市教育振興計画」を策定し、幼児期から中学校修了までの一貫した質の高い教育の推進をはじめ、幼稚園・保育所、学校、家庭、地域、行政が協働で子どもたちを育む環境づくりを全市的に進めていくこととしています。

こうした背景を踏まえながら、京丹後市における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「京丹後市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお本計画は、少子化対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「京丹後市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承するものとします。

また本計画は、上位計画である「第 2 次京丹後市総合計画」をはじめ、「京丹後市保育所再編等推進計画」や「京丹後市教育振興計画」等の関連計画との調和が保たれたものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

									(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
計画 策定	京丹後市子ども・子育て支援事業計画（本計画）								
					評価・ 次期計画策定	次期計画 （平成 32 年度～）			

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

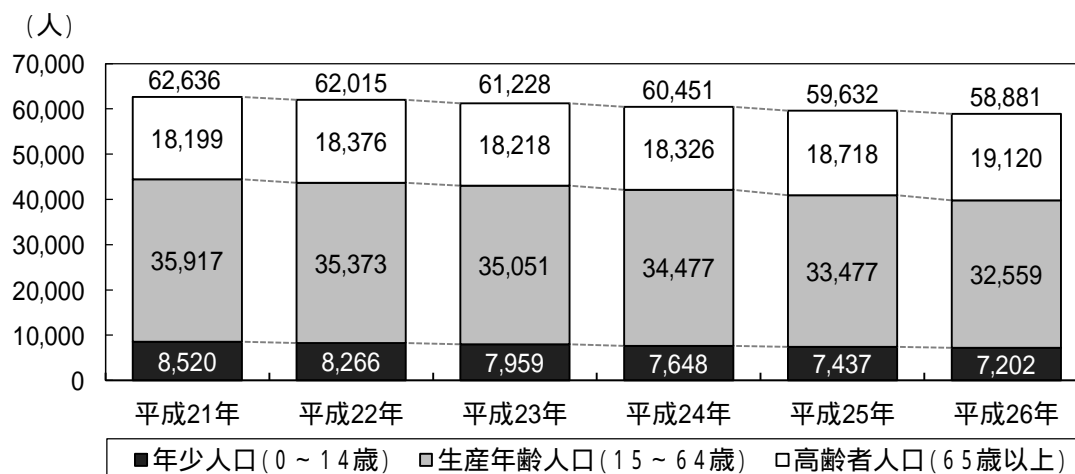
1 京丹後市の人口と世帯

(1) 年齢3区分別の人口推移・推計

京丹後市の総人口は減少傾向にあります。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢者人口は大きく増加しています。

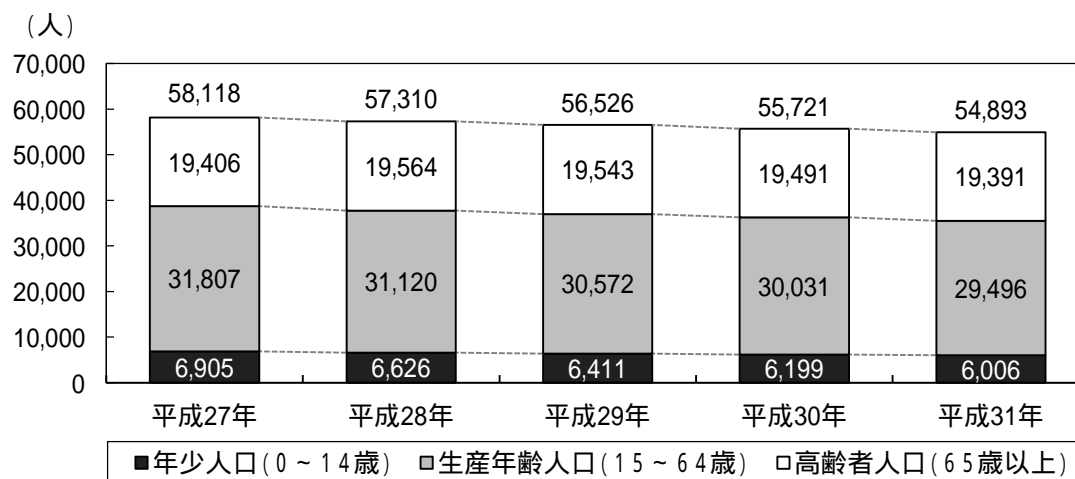
推計についても同様に、総人口及び年齢3区分別人口の年少人口と生産年齢人口は減少傾向が予測されます。高齢者人口は平成28年にかけて増加傾向となり、その後減少に転じる見込みです。

年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳

年齢3区分別人口の推計

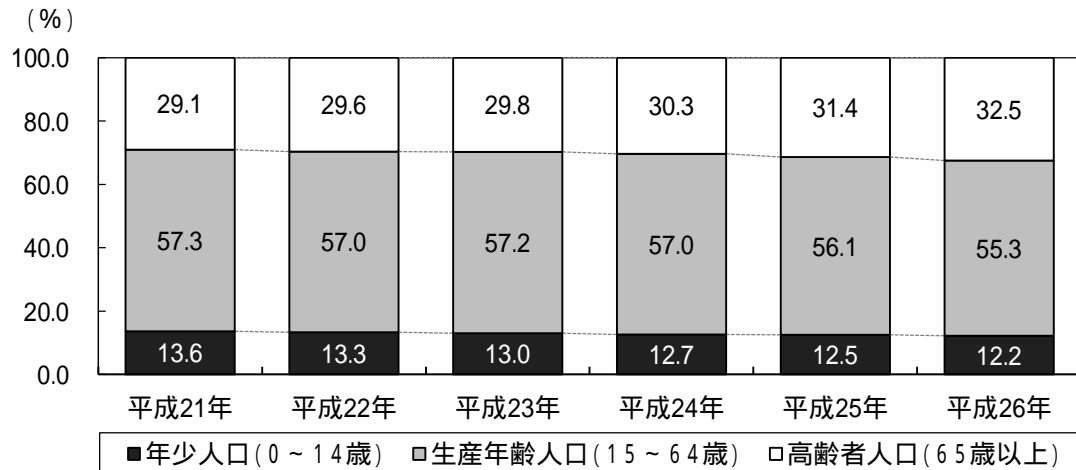


資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

(2) 年齢 3 区分別人口比率の推移・推計

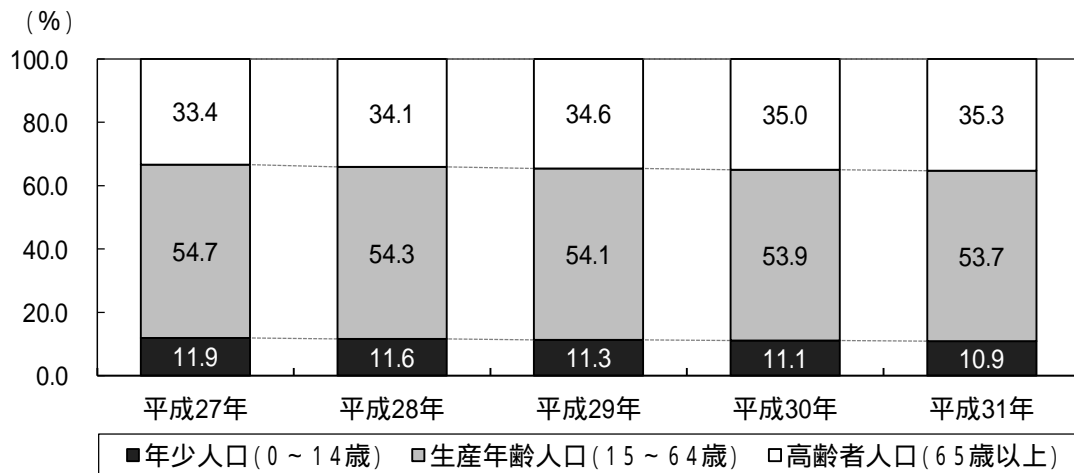
年齢 3 区分別人口比率の推移をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は下降傾向にあります。一方、高齢者人口比率は大きく上昇しています。推計についても同様の傾向が予測され、平成 31 年には年少人口が約 11%となる見込みです。

年齢 3 区分別人口比率の推移



資料：住民基本台帳

年齢 3 区分別人口比率の推計

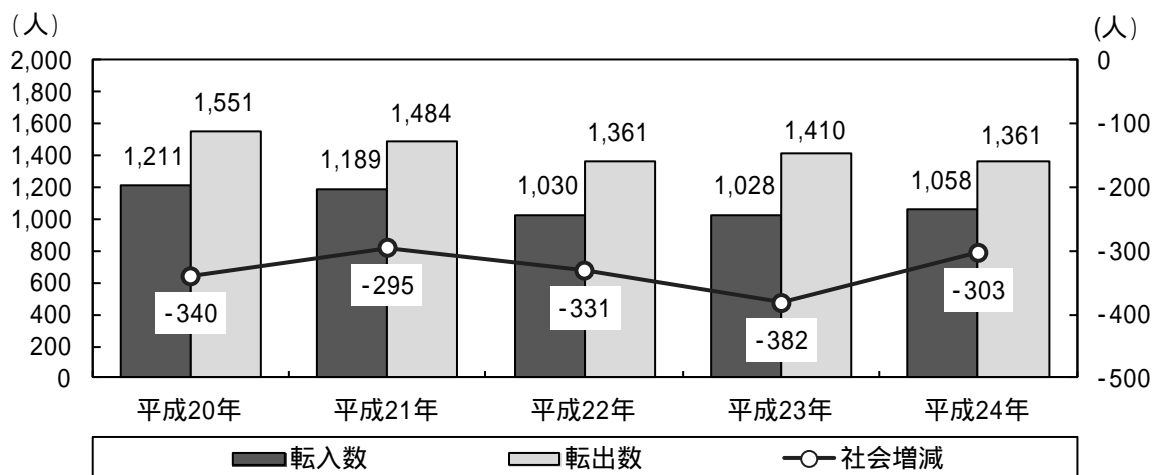


資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

(3) 社会動態

転入数は平成 20 年から平成 23 年にかけて減少傾向にあり、その後増加に転じています。転出数は平成 20 年から平成 22 年にかけて減少傾向にあり、その後増減を繰り返しています。社会増減は、転出が転入を上回っています。

社会動態の推移

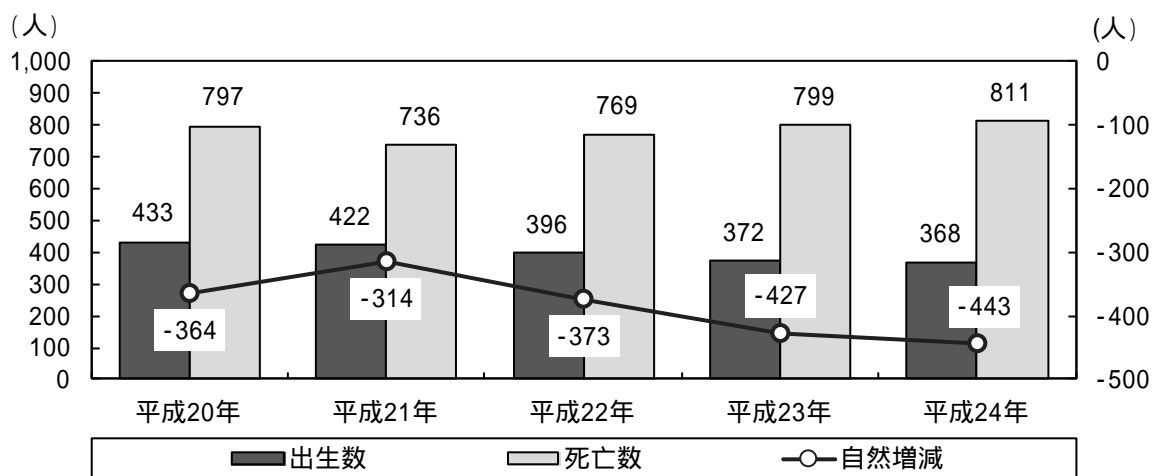


資料：京都府統計書 市区町村別人口の増減（自然動態・社会動態）

(4) 自然動態

出生数は減少傾向にあります。死亡数は平成 20 年から平成 21 年にかけて減少傾向にあり、その後平成 24 年にかけて増加に転じています。自然動態は、死亡数が出生数を大きく上回っています。

自然動態の推移

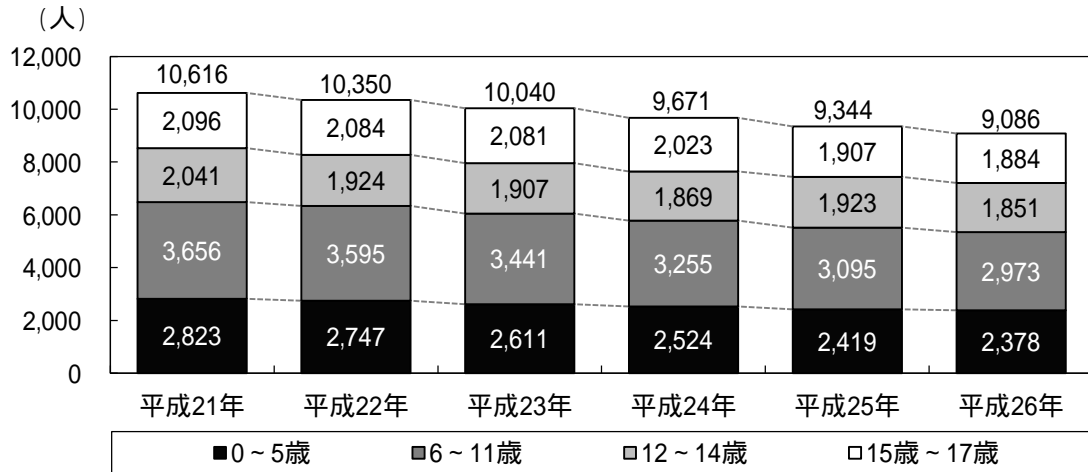


資料：京都府統計書 市区町村別人口の増減（自然動態・社会動態）

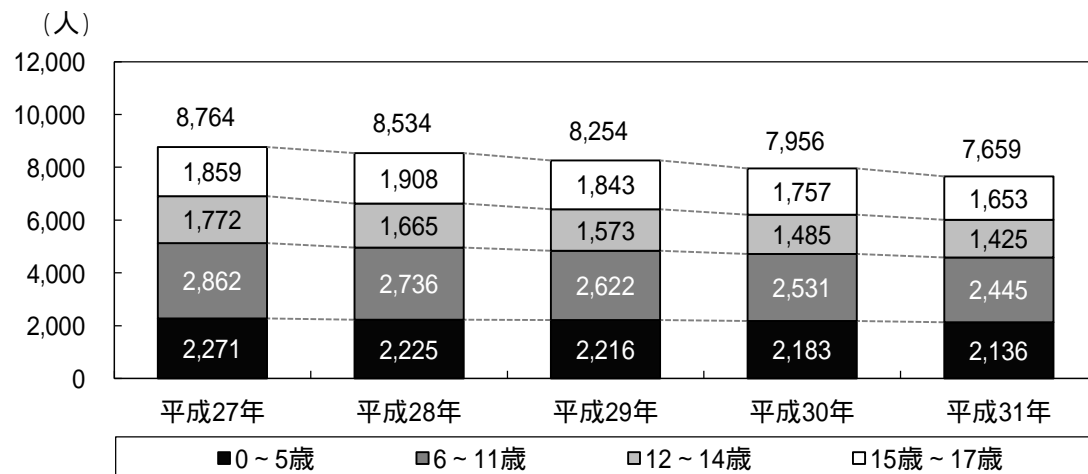
(5) 子どもの人口推移・推計

18歳未満の子どもの人口は各階層で減少傾向にあります。推計についても同様の傾向が予測されます。平成31年の18歳未満の子どもの人口は平成21年の7割程度まで減少すると見込まれます。

子どもの人口推移



子どもの人口推計

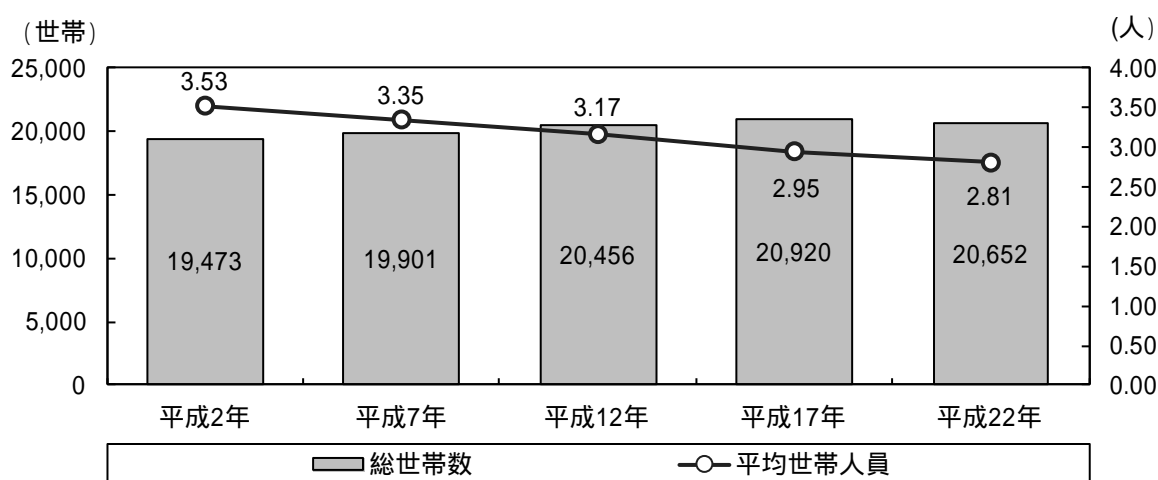


2 京丹後市の世帯の状況

(1) 総世帯数及び平均世帯人員の推移

京丹後市の総世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、1世帯あたり平均世帯人員は減少傾向にあり、平成17年以降3人を下回っています。

総世帯数及び平均世帯人員の推移

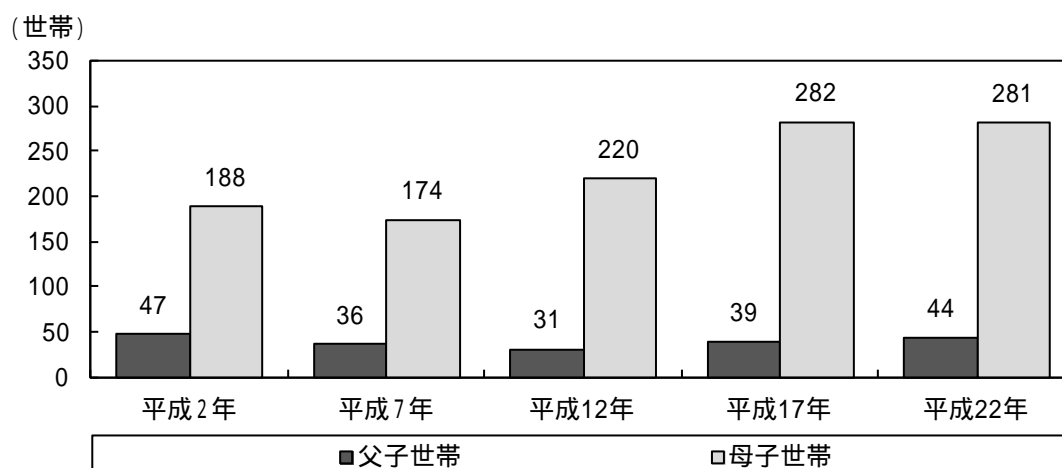


資料：国勢調査

(2) 父子世帯及び母子世帯の推移

父子世帯数は平成12年以降増加しています。母子世帯数は平成7年から平成17年にかけて大きく増加し、その後横ばいで推移しています。

父子世帯及び母子世帯の推移

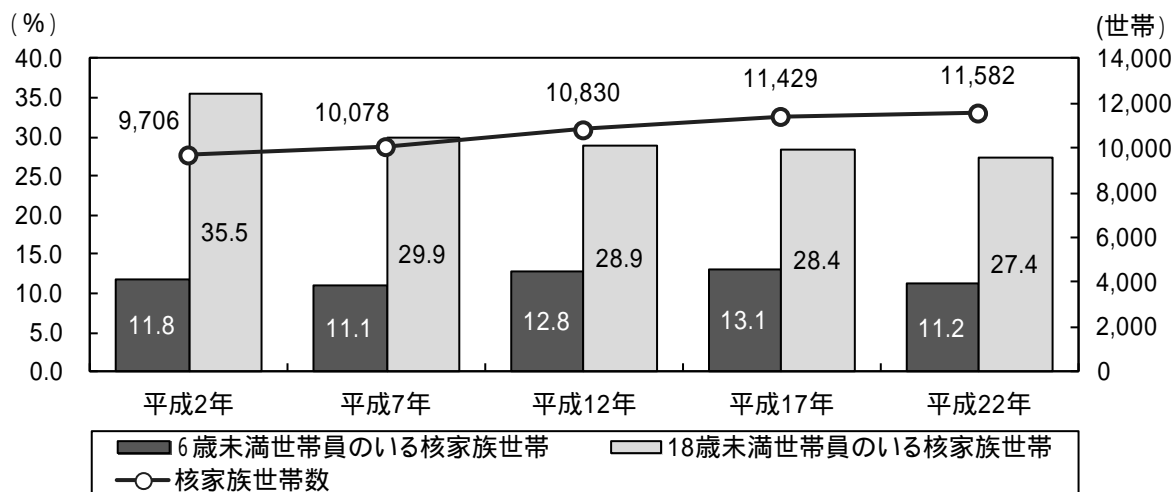


資料：国勢調査

(3) 子育て世帯の推移

核家族世帯数は増加傾向にあります。18歳未満世帯員のいる核家族世帯は減少傾向にあり、6歳未満世帯員のいる核家族世帯はほぼ横ばいで推移しています。

6歳未満世帯員及び18歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合

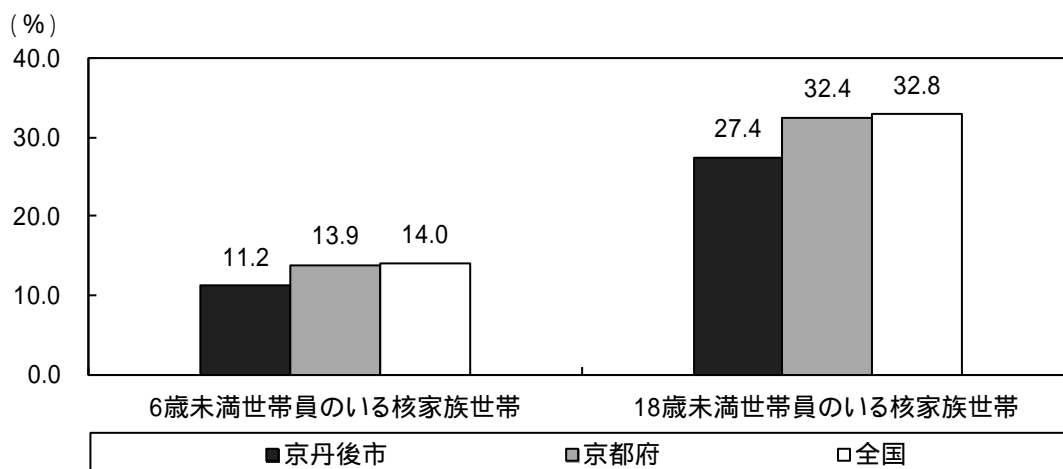


資料：国勢調査

(4) 子育て世帯の状況

子どもがいる核家族の割合を全国や府と比較すると、京丹後市は全国や府より低い水準であることがわかります。

一般世帯数に占める子どもがいる核家族世帯の割合（国・京都府・京丹後市の比較）

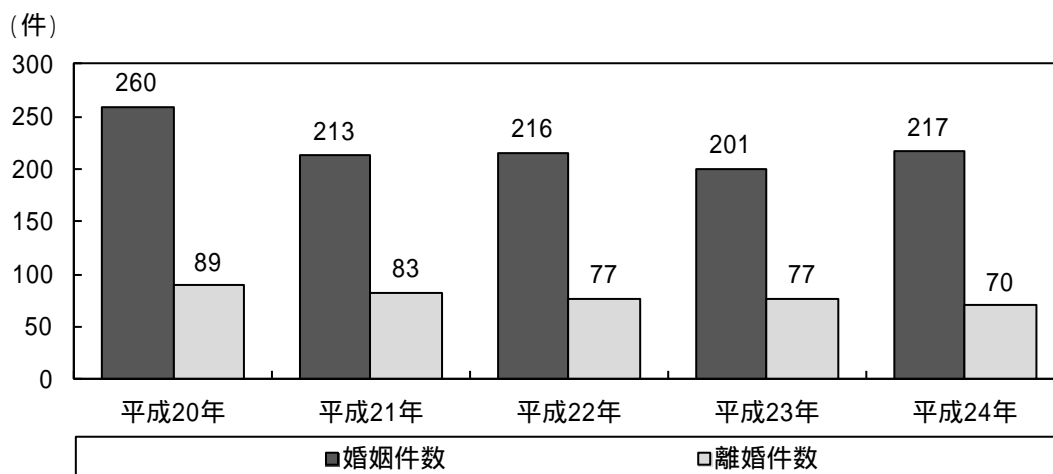


資料：国勢調査

(5) 婚姻件数及び離婚件数の状況

婚姻件数は平成 20 年から平成 23 年にかけて減少傾向にあり、平成 24 年には増加に転じています。離婚件数は微減傾向で推移しています。

婚姻件数及び離婚件数の推移



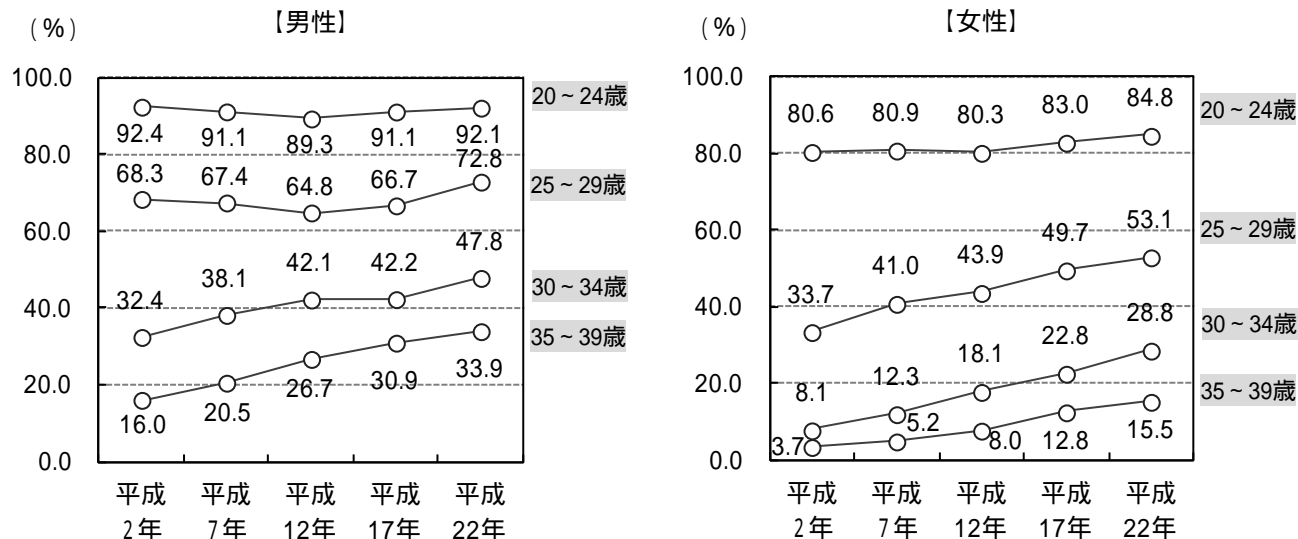
資料：京都府統計書 市区町村別人口動態

(6) 未婚率の推移

女性の未婚率はいずれの年代においても上昇傾向にあり、特に 20 歳代後半から 30 歳代が大きく上昇しています。

男性の未婚率は 20 歳代では平成 2 年から平成 12 年にかけて低下しており、その後平成 22 年にかけて上昇に転じています。また、その他の年代ではいずれも大きく上昇しています。

未婚率の推移（男女別・年齢階層別）



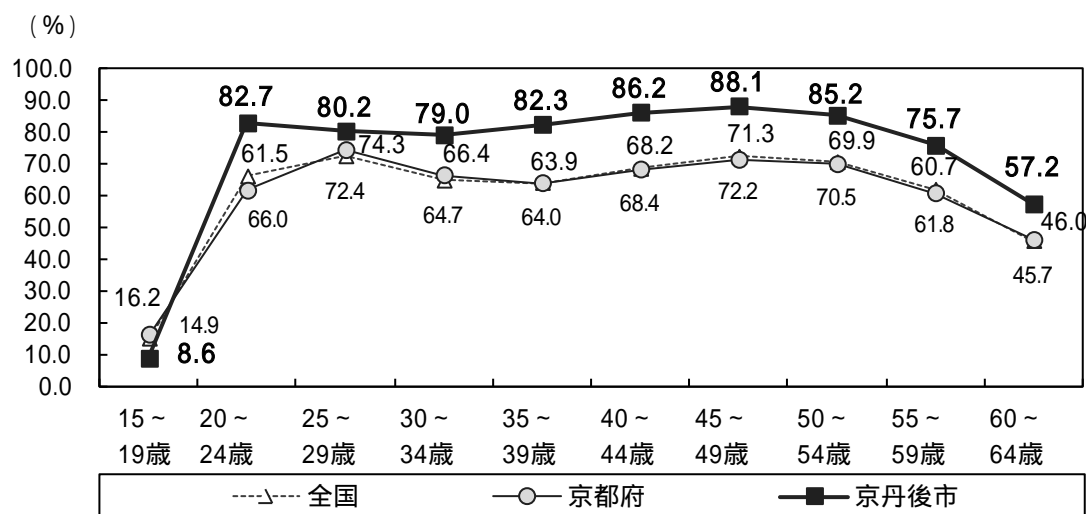
資料：国勢調査

3 仕事と家庭の両立

(1) 女性の労働力率

京丹後市の女性の労働力率を年齢階層別にみると、30歳代で労働力率が低下するM字型となっているものの、緩やかな曲線となっています。全国・府と比較すると、京丹後市は20歳以降の階層において労働力率が高い水準となっています。

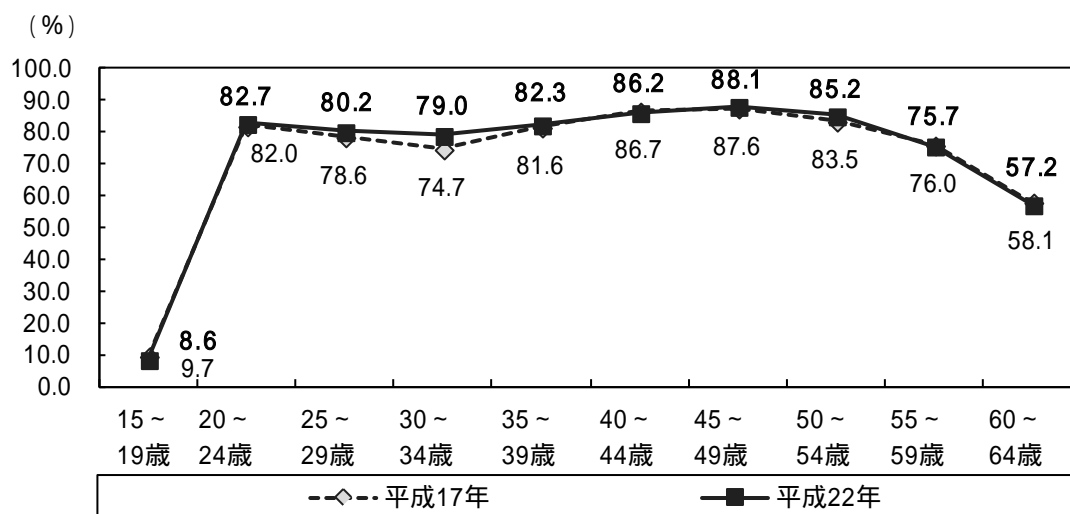
女性の年齢階層別労働力率（全国・京都府・京丹後市の比較）



資料：国勢調査（平成22年）

京丹後市における平成17年と平成22年の女性の労働力率を比較すると、30～34歳の労働力率が上昇しています。

京丹後市における女性の年齢階層別労働力率比較



資料：国勢調査

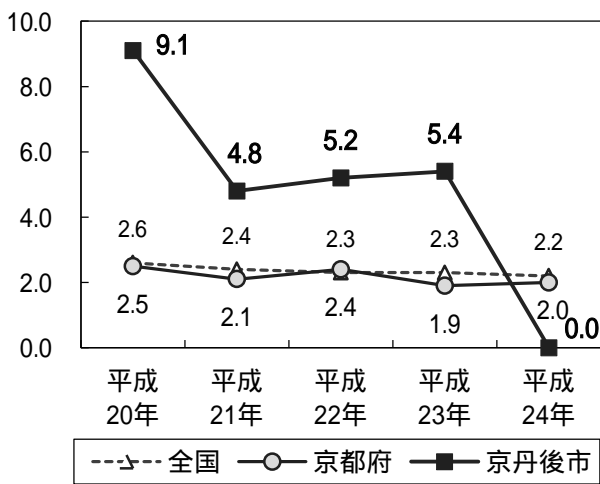
4 母子保健の状況と課題

(1) 母子保健の状況

死亡状況

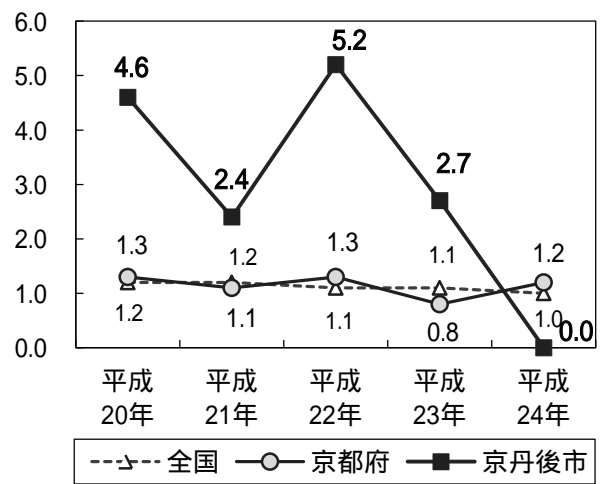
乳幼児死亡率、新生児死亡率及び周産期死亡率は、全国・府と比較して高い状況となっていますが、乳幼児及び新生児死亡率は減少傾向を示し、平成 24 年には、0 となっています。周産期死亡率は、年により変動がみられます。

乳幼児死亡率（出生後 5 歳までの死亡）



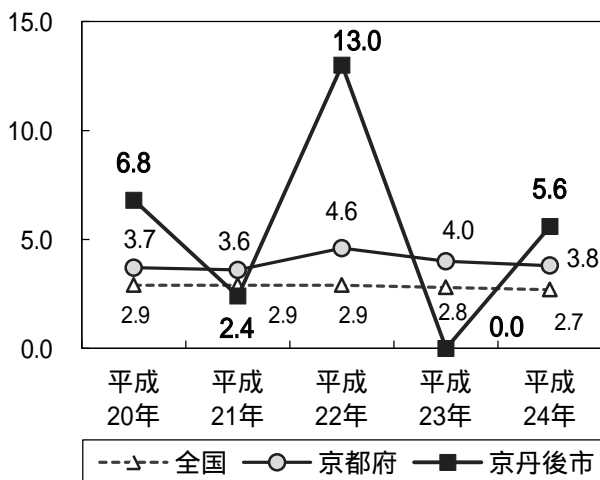
資料：健康推進課

新生児死亡率（生後 4 週間未満の新生児死亡）



資料：健康推進課

周産期死亡率（千対 妊娠満 22 週以後の死産及び早期新生児死亡）

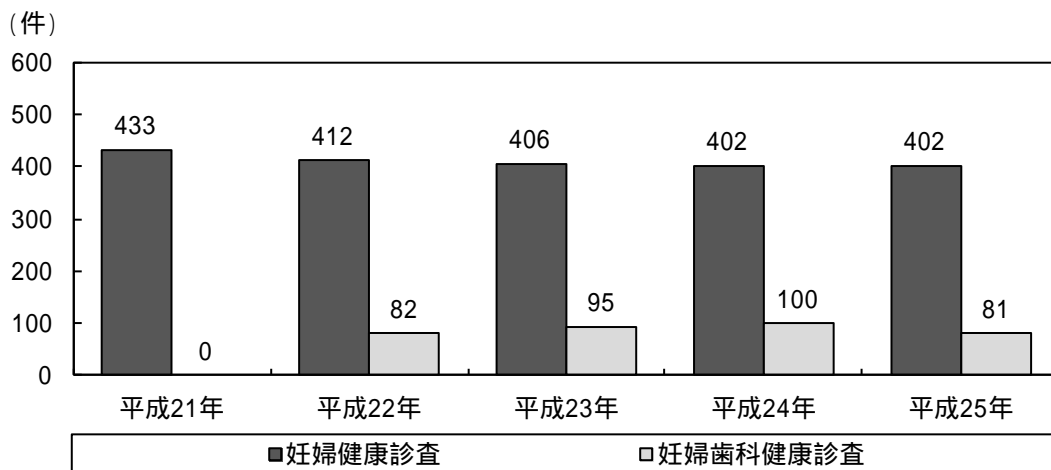


資料：健康推進課

妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査受診状況

妊婦健康診査は、母子健康手帳配布者のうち流産及び死産等により妊娠が中断された人以外は、ほぼ受診を行い、妊娠中の健康管理を実施しています。妊婦歯科健康診査については、妊婦の約 1/4 の受診となっています。

受診者数



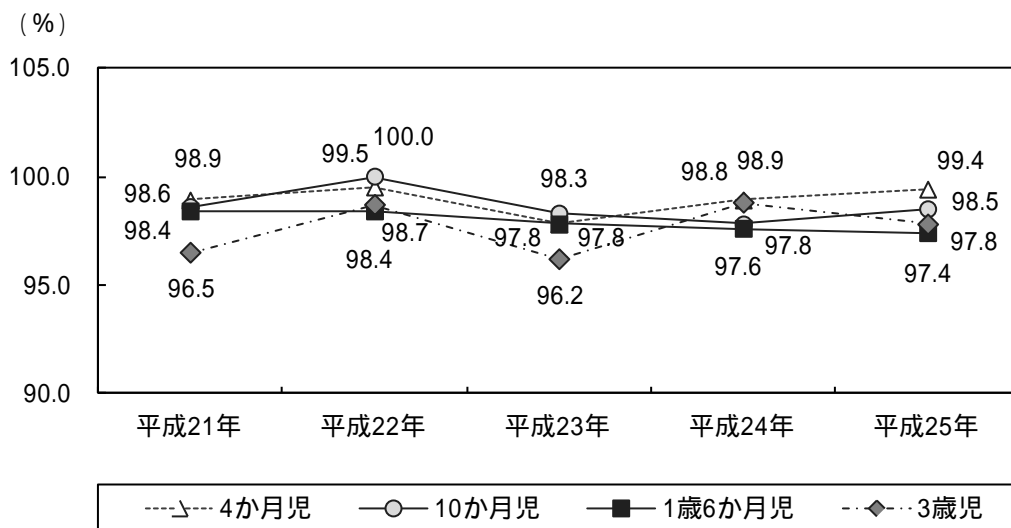
妊婦歯科健康診査：平成 22 年 6 月から実施

資料：健康推進課

乳幼児健康診査受診状況

乳幼児健康診査の受診率は、ほぼ一定の率となっています。

受診率

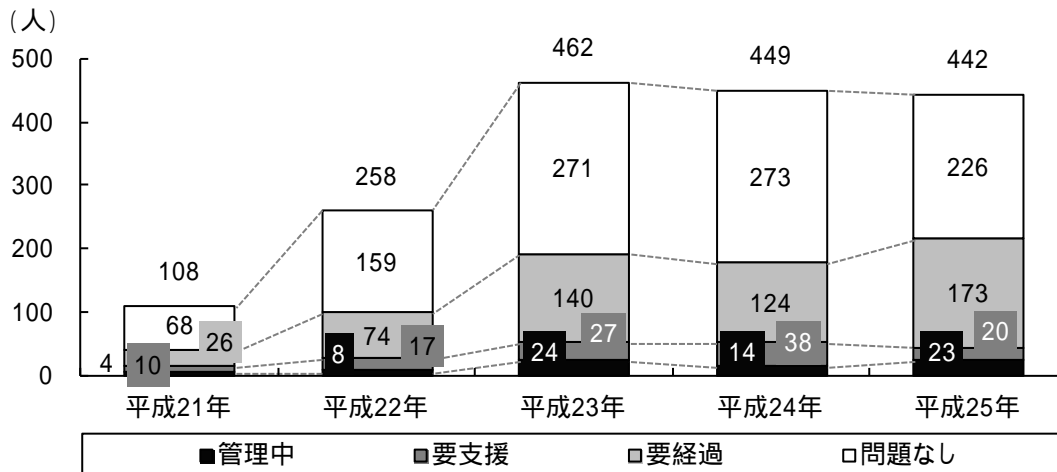


資料：健康推進課

発達障害児等早期発見・早期療育支援事業の状況

発達障害児等の早期発見及び早期療育支援事業については、平成21年度からモデル的に実施し、平成23年度以降は、すべての保育所及び幼稚園の4歳児を対象に全員のスクリーニングを実施しています。

スクリーニングの結果

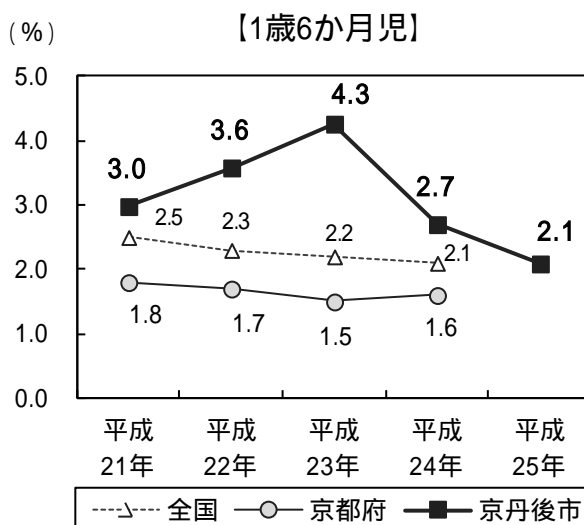


資料：健康推進課

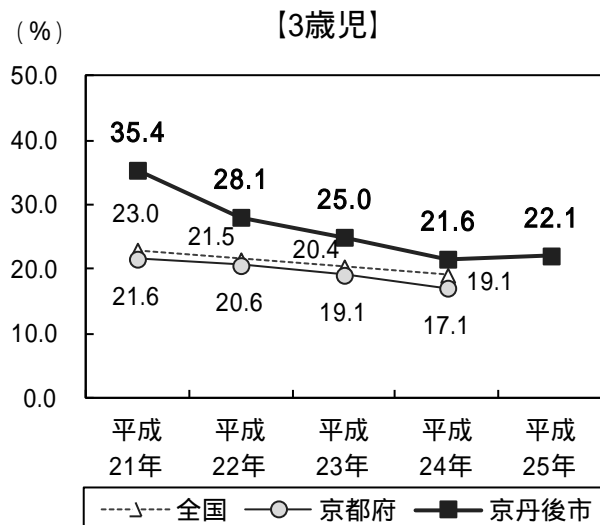
う歯の状況

健康な歯を守るため、幼児を対象に歯科健康診査及び歯科指導、フッ化物を利用したフッ素塗布やフッ素洗口等を実施しています。う歯保有率については、1歳6か月児では、平成23年度以降減少傾向となっています。3歳児については、年々減少し、平成25年度は、前年度より0.5パーセントの増加となっています。

う歯保有率



資料：健康推進課



資料：健康推進課

(2) 母子保健の課題

妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査の受診

健やかな出産を迎えるための定期健診の勧奨や健診により発見された異常の治療についての保健指導等、母体の心身共の健康管理を一層充実していく必要があるほか、妊娠期における口腔内の健康管理意識も高めていく必要があります。

妊娠・出産・育児に関する支援

正しい子育ての意識向上をめざし、子育て情報の提供や、相談及び交流の場を通して子育て不安の解消を図っていく必要があります。あわせて、子育ての孤立防止や虐待予防の観点からの支援についても一層の充実が重要となっています。

疾病・障害の早期発見、早期支援

健康診査等により、すべての子どもの成長・発達の確認を行うとともに、集団に馴染みにくい特性を持った子ども等、その子に応じた必要な支援を行うとともに、保護者に対しても、各関係機関との連携による支援体制を強化していく必要があります。

う歯の状況

幼児のう歯保有率は、減少してきているものの全国平均より高く、乳幼児期から学童期におけるフッ素洗口事業等の予防事業やう歯予防に関する啓発を実施し、改善を図っていくことが必要です。

感染症等の予防

感染症をはじめとした子どもの病気の予防のために、予防接種の未接種者に対する接種勧奨や、広報等により正しい情報の提供をすることが重要です。

5 ニーズ調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況

京丹後市における子育て家庭を取り巻く現状や課題、市民のニーズを把握し、本計画策定にあたっての基礎資料とするためにニーズ調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

調査地域：京丹後市全域

調査対象者：「就学前児童」がいるすべての家庭（就学前児童調査） 1,937 件

無作為抽出による「小学生」がいる家庭（小学生児童調査） 600 件

調査期間：平成 25 年 11 月 15 日（金）～平成 25 年 12 月 1 日（日）

調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

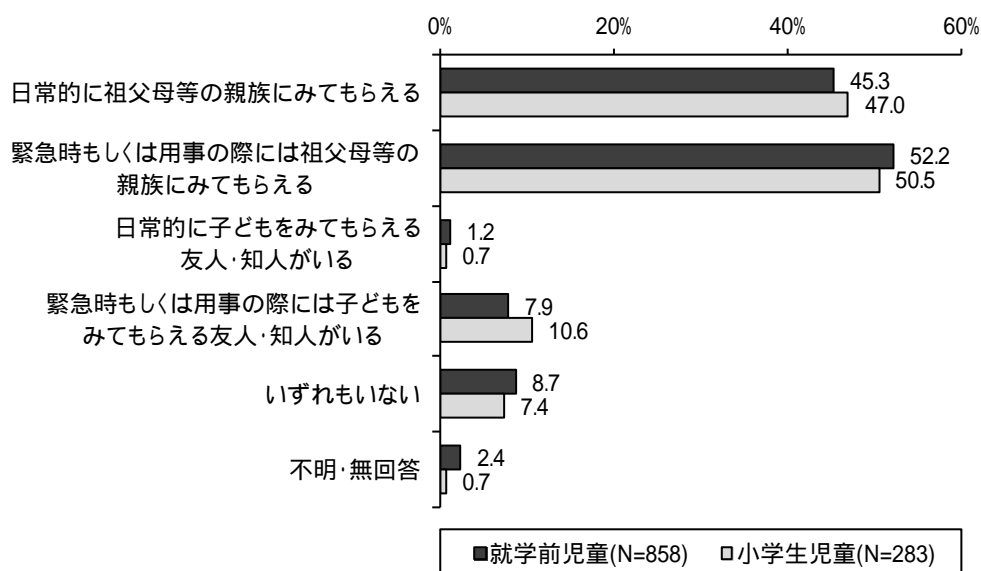
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回答数	有効回答率
就学前児童	1,937	858	44.3%
小学生児童	600	283	47.2%
合計	2,537	1,141	45.0%

(1) 日頃、子どもをみてもらえる状況について

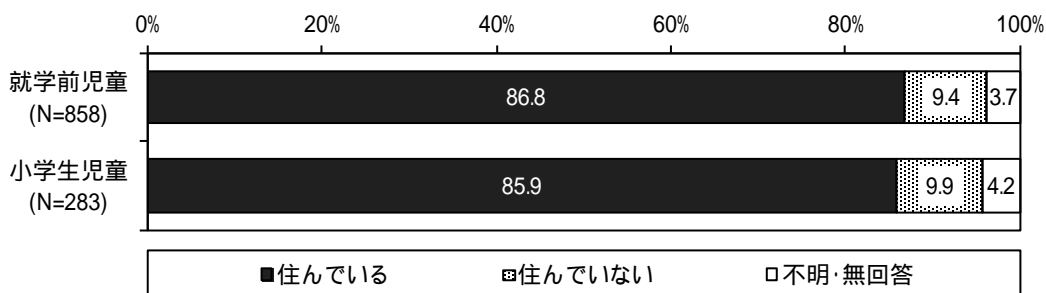
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童・小学生児童ともに5割以上、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童・小学生児童ともに4割以上となっています。また、祖父母が近くに住んでいるかについては、「住んでいる」が就学前児童・小学生児童ともに8割以上となっていることから、多くの保護者が日頃から祖父母等の協力を得て子育てをしている状況がうかがえます。

一方、子どもをみてもらえる親族・知人について、「いずれもない」と回答した人も就学前児童・小学生児童ともに1割弱となっています。

【日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無 複数回答】



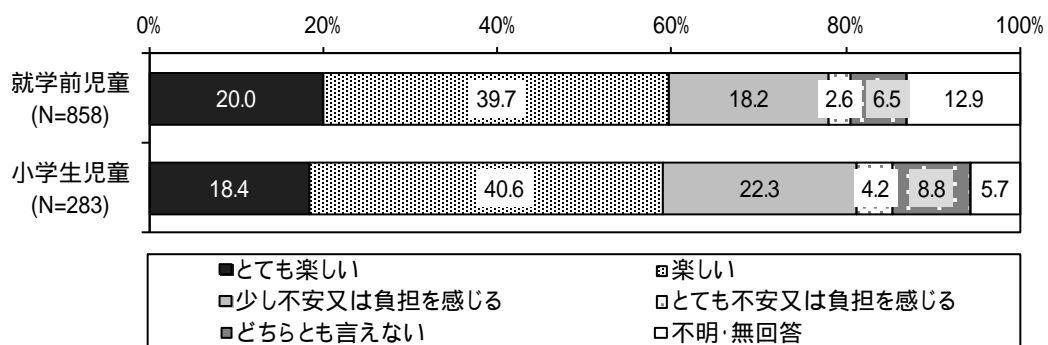
【近距離の祖父母宅の有無 単数回答】



(2) 子育ての楽しさと負担感について

子育てに対する気持ちについては、『楽しい』（「とても楽しい」と「楽しい」の合計）が就学前児童・小学生児童ともに約6割となっています。一方、『不安又は負担を感じる』（「少し不安又は負担を感じる」と「とても不安又は負担を感じる」の合計）が就学前児童で約2割、小学生児童で3割弱と、子育てに不安や負担を感じる保護者が少なくないことがうかがえます。

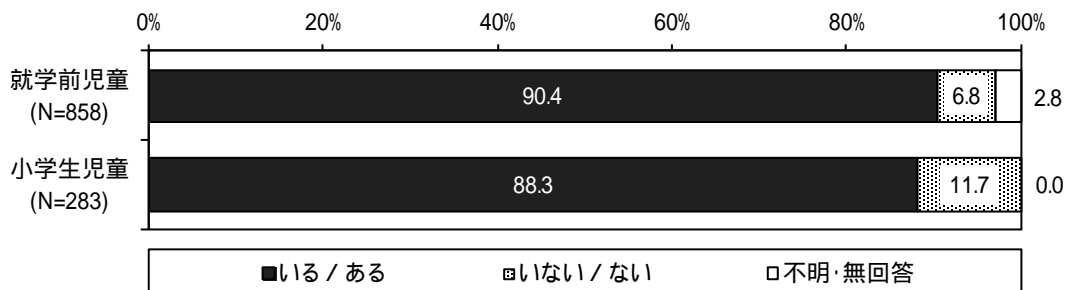
子育てに対する気持ち 単数回答



(3) 子育ての相談状況について

子育てをする上での相談相手（場所）の有無については、「いる／ある」が就学前児童・小学生児童ともに約9割となっています。一方、「いない／ない」が就学前児童・小学生児童ともに1割前後となっています。

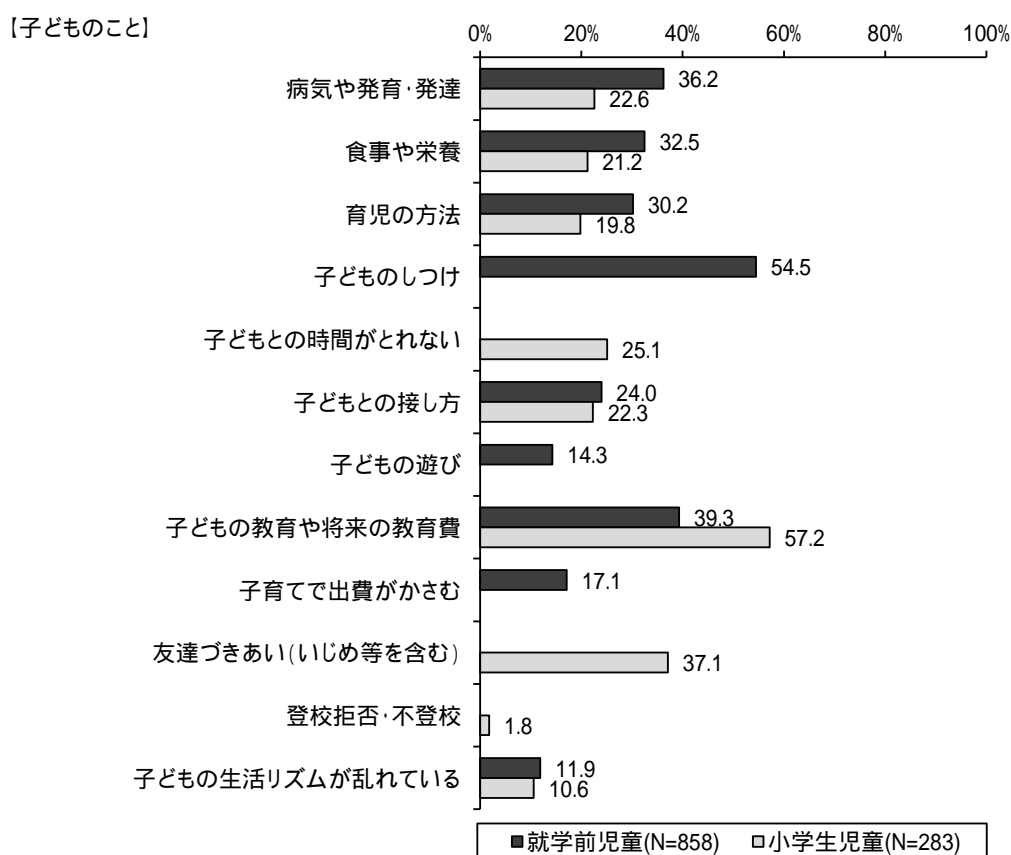
子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無 単数回答



(4) 子育てに対する悩み・不安

子育てをする上での悩みや不安について『子どものこと』では、就学前児童で「子どものしつけ」が54.5%と最も高く、次いで「子どもの教育や将来の教育費」が39.3%となっています。小学生児童では、「子どもの教育や将来の教育費」が57.2%と最も高く、次いで「友達つきあい(いじめ等を含む)」が37.1%となっています。

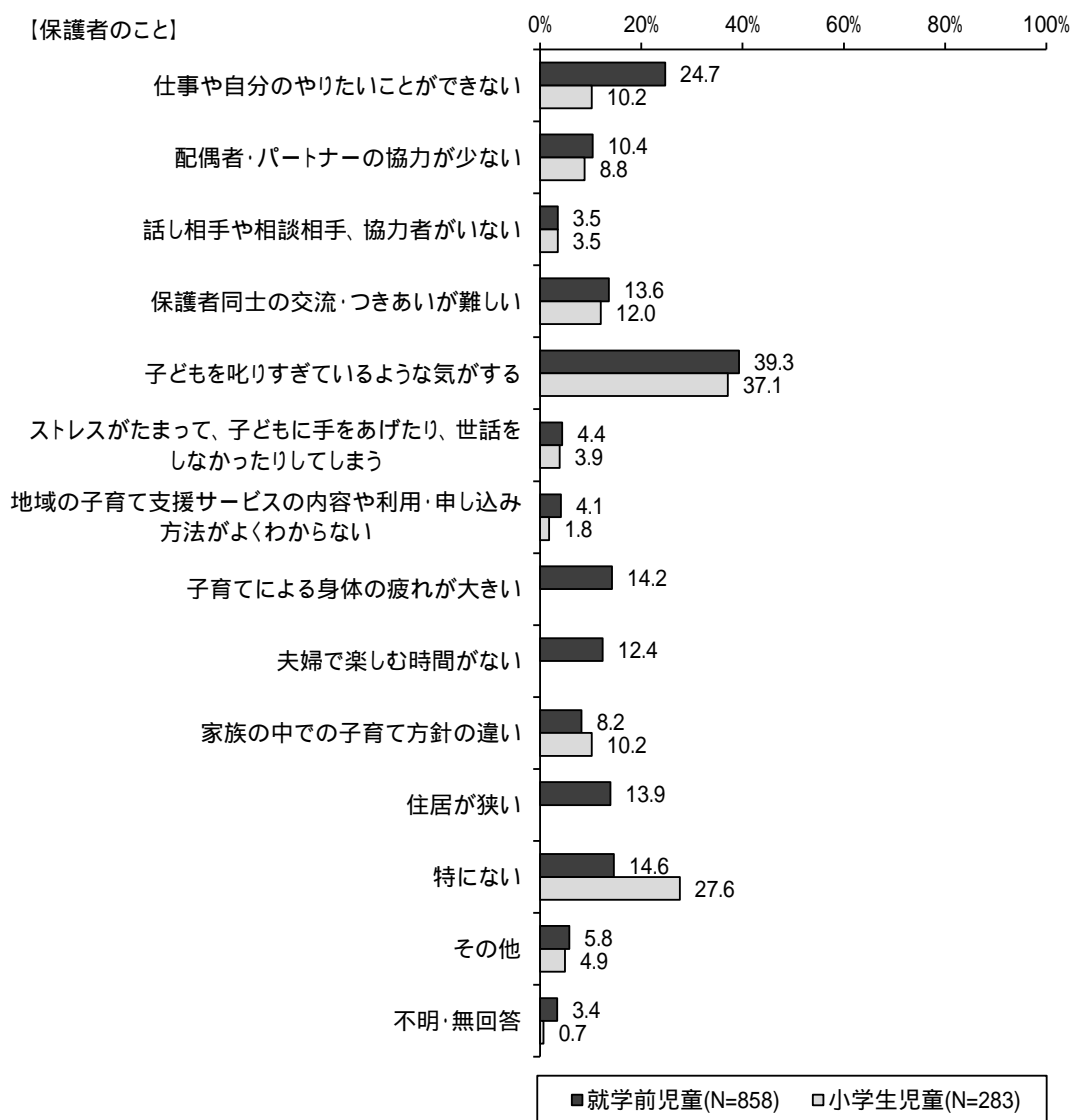
子育てに対する悩み・不安 複数回答



「子どものしつけ」「子育てで出費がかさむ」については就学前児童のみ、「友達つきあい(いじめ等を含む)」「登校拒否・不登校」については小学生児童のみの項目です。

子育てをする上での悩みや不安について『保護者のこと』では、就学前児童で「子どもを叱りすぎているような気がする」が 39.3%と最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことができない」が 24.7%となっています。小学生児童では、「子どもを叱りすぎているような気がする」が 37.1%と最も高く、次いで「特にない」が 27.6%、「保護者同士の交流・つきあいが難しい」が 12.0%となっています。

子育てに対する悩み・不安 複数回答

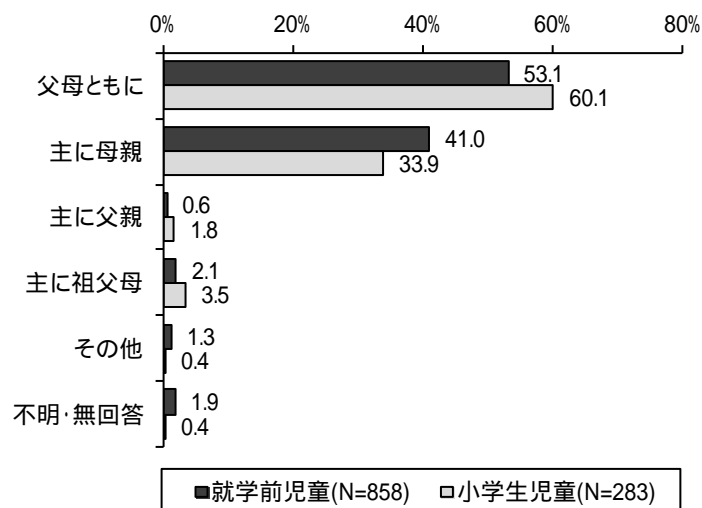


「子育てによる身体の疲れが大きい」「夫婦で楽しむ時間がない」「住居が狭い」については就学前児童のみの項目です。

(5) 子育ての状況について

子育てを主に行っている方については、「父母ともに」が就学前児童で 53.1%、小学生児童で 60.1%と最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童で 41.0%、小学生児童で 33.9%となっています。

子育てを主に行っている方 単数回答

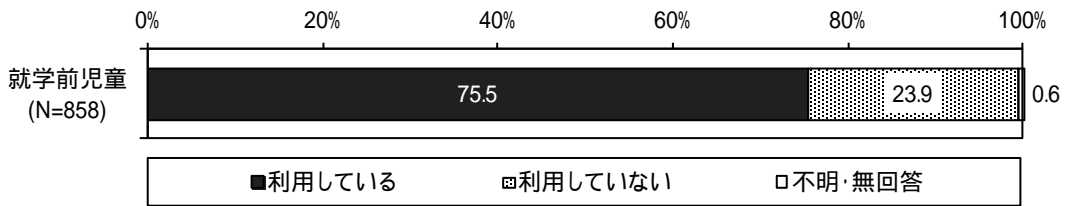


(6) 教育・保育事業について

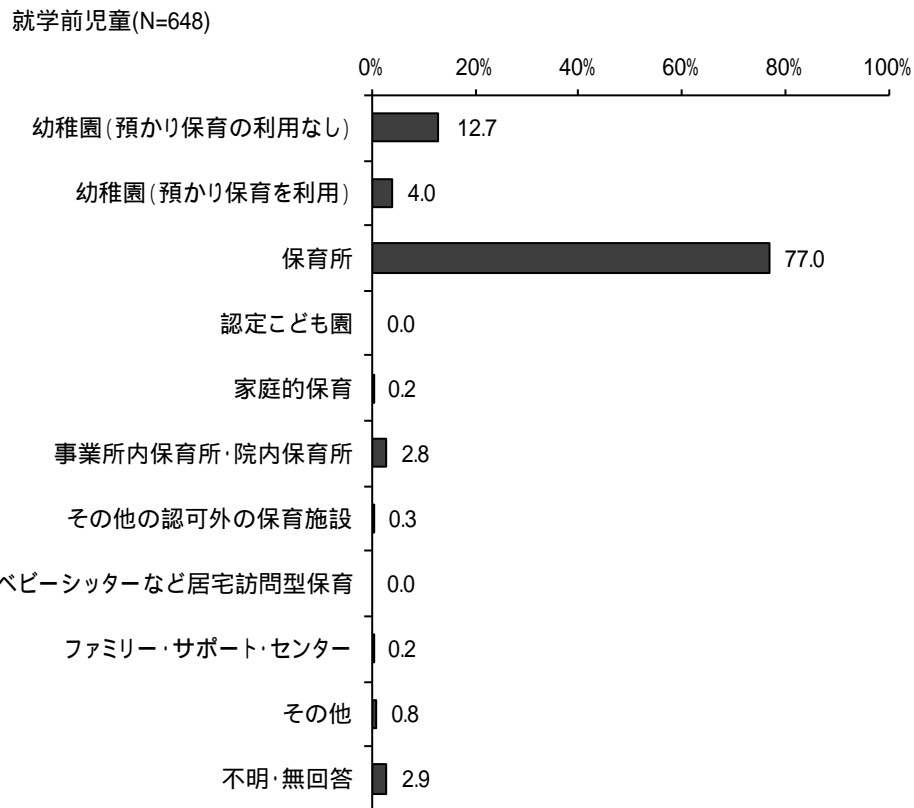
就学前児童で、現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無については、「利用している」が75.5%、利用していないが23.9%となっています。

平日に利用している教育・保育事業については、「保育所」が77.0%と最も高く、次いで「幼稚園（預かり保育の利用なし）」が12.7%となっています。

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無 単数回答



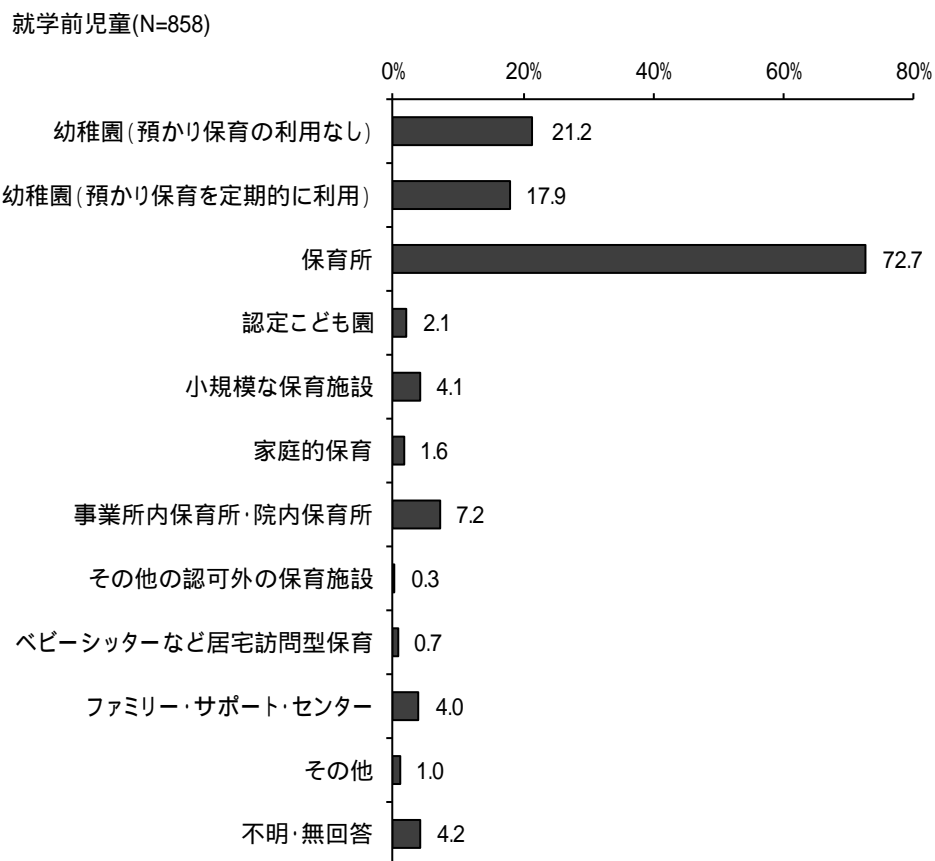
利用している方のみ 平日に利用している教育・保育事業 複数回答



* 認定子ども園・家庭的保育・その他の認可外保育施設は、平成25年度現在京丹後市内にはありません。

就学前児童で、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業については、「保育所」が72.7%と最も高く、次いで「幼稚園（預かり保育の利用なし）」が21.2%となっています。

現在の利用の有無に関わらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業複数回答



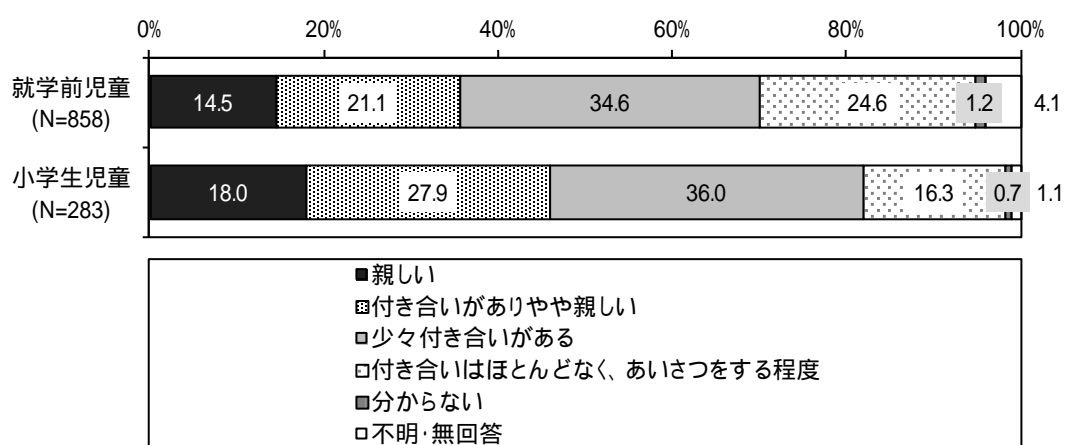
* 事業の利用には一定の利用者負担が発生します。

(7) 地域における子育てについて

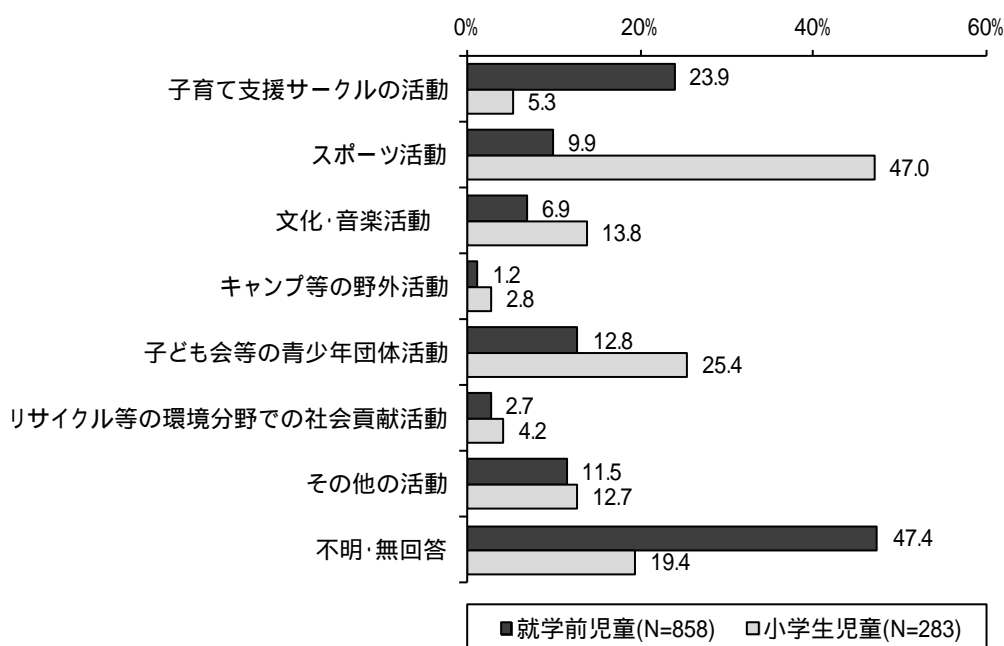
近所や地域の人々との付き合いについては、『親しい』(「親しい」と「付き合いがありやや親しい」の合計)では就学前児童で4割以下、小学生児童で5割以下にとどまっています。

子どもの地域の催しへの参加状況については、就学前児童では、「子育て支援サークルの活動」が23.9%、小学生児童では、「スポーツ活動」が47.0%とそれぞれ最も高く、次いで「子ども会等の青少年団体活動」が就学前児童で12.8%、小学生児童で25.4%となっています。

近隣の人との付き合い 単数回答

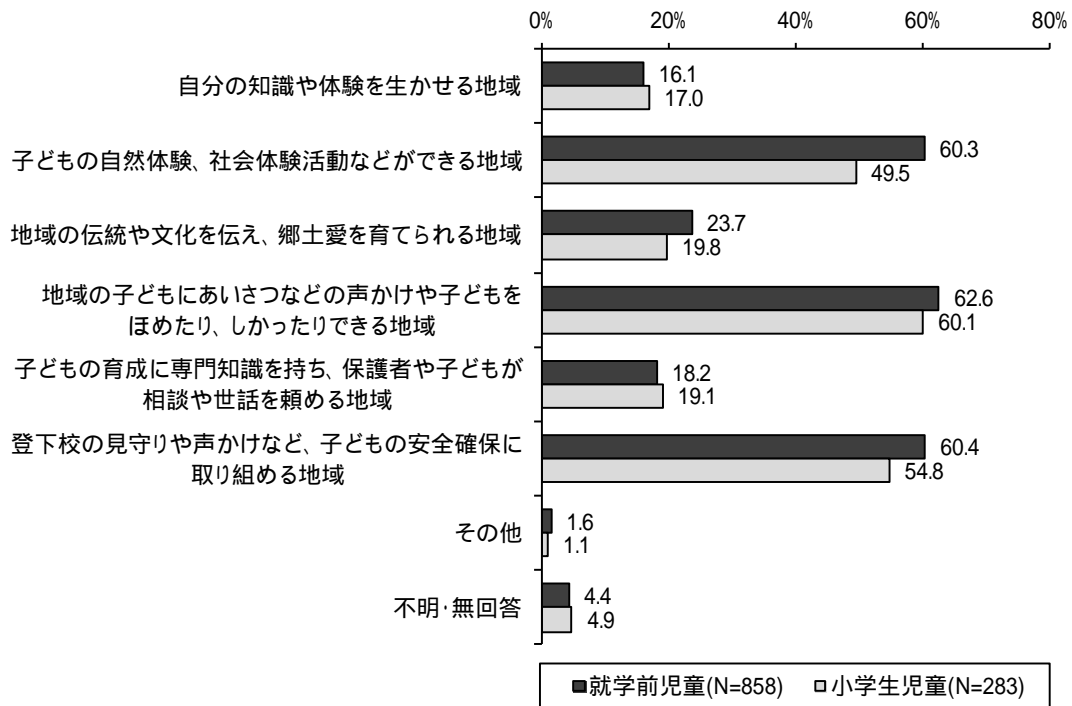


子どもの地域の催しへの参加状況 複数回答



一方、子どもの育成を支援するために必要だと思われる地域については、「地域の子どもにあいさつなどの声かけや子どもをほめたり、しかったりできる地域」「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める地域」「子どもの自然体験、社会体験活動などができる地域」が就学前児童・小学生児童ともに高いことなどから、多くの子育て家庭が地域との関わりを望んでいることがうかがえます。

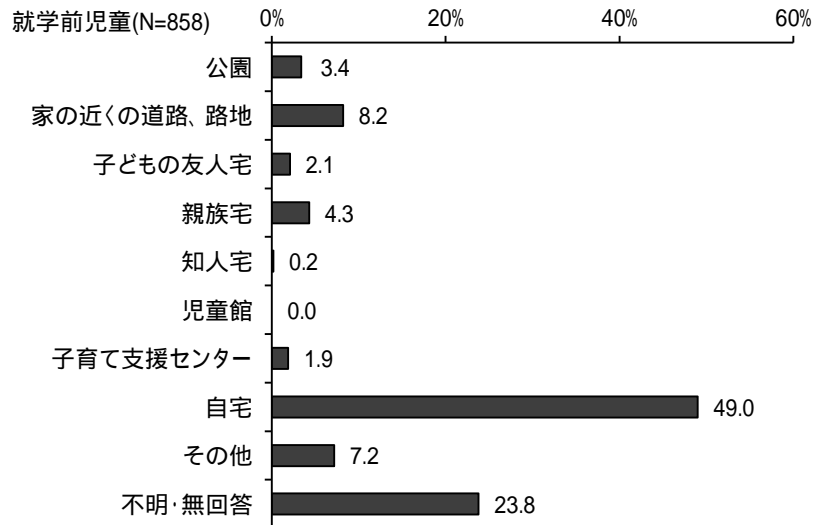
子どもの育成を支援するために必要だと思われる地域 複数回答



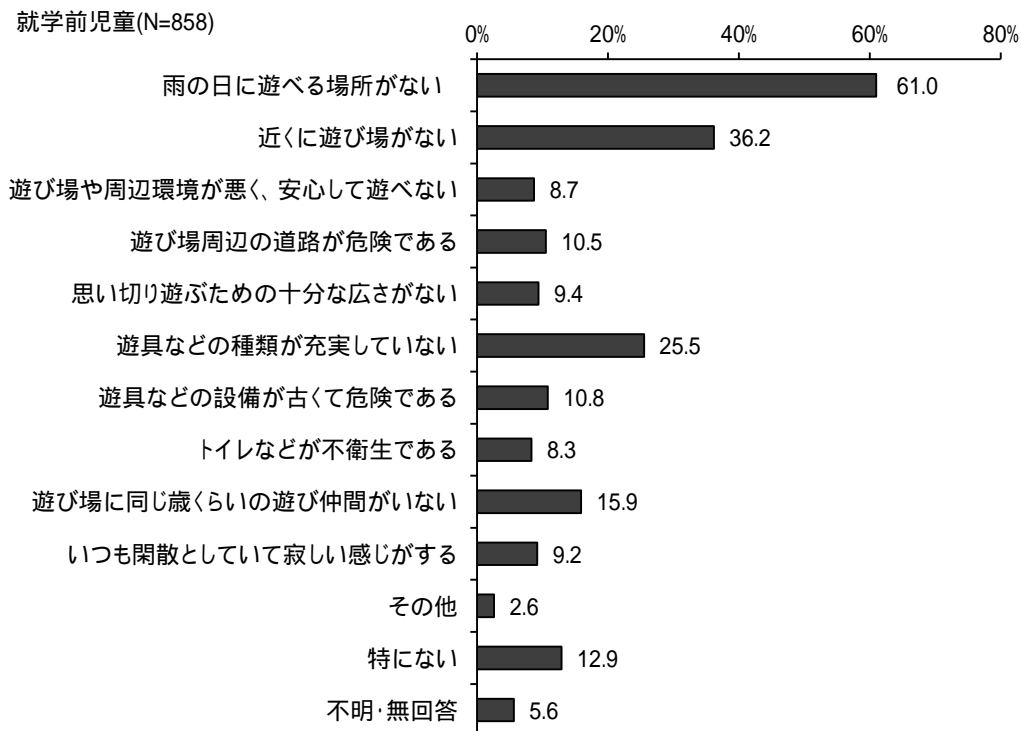
(8) 子どもの遊び場について

就学前児童で、子どもの日中の遊び場所については、「自宅」が約5割となっています。また、子どもの遊び場で困ること・困ったことについては、「雨の日に遊べる場所がない」が約6割、次いで「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」等が高くなっています。

子どもの日中の遊び場所 単数回答



遊び場で困ること・困ったこと 複数回答

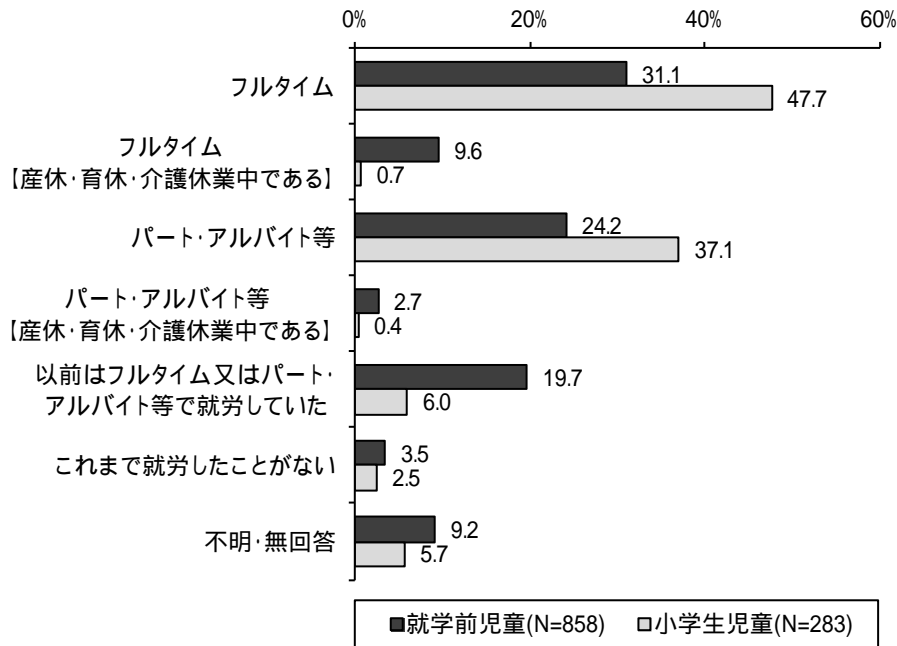


(9) 就労について

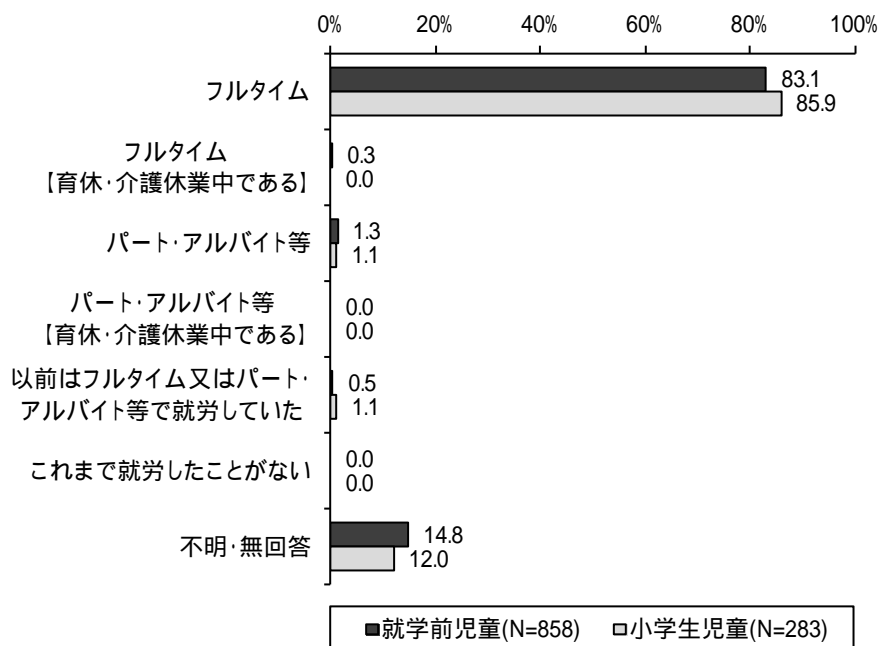
保護者の就労状況について、母親では「フルタイム」が就学前児童で 31.1%、小学生児童で 47.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が就学前児童で 24.2%、小学生児童で 37.1%となっています。父親では「フルタイム」が就学前児童・小学生児童ともに 8割以上と最も高くなっています。

保護者の就労状況 単数回答

【母親】



【父親】

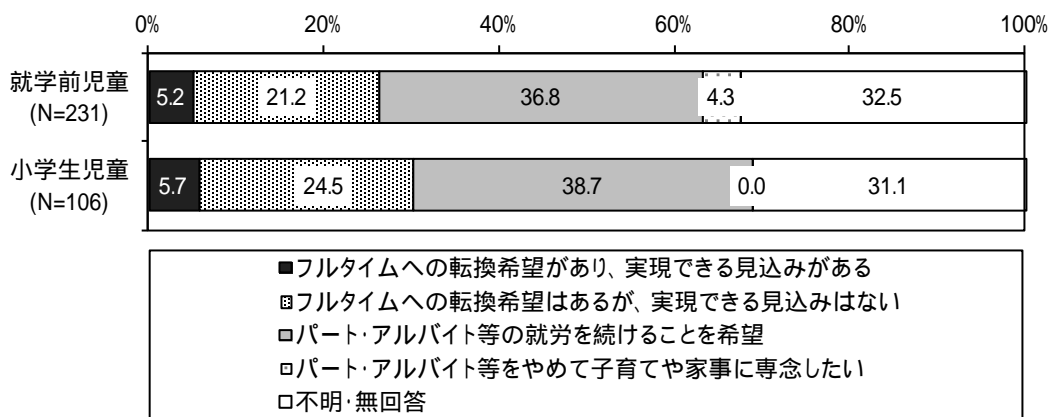


*「フルタイム」は1週5日程度・1日8時間程度の就労、「パート・アルバイト等」はフルタイム以外の就労をさしています。

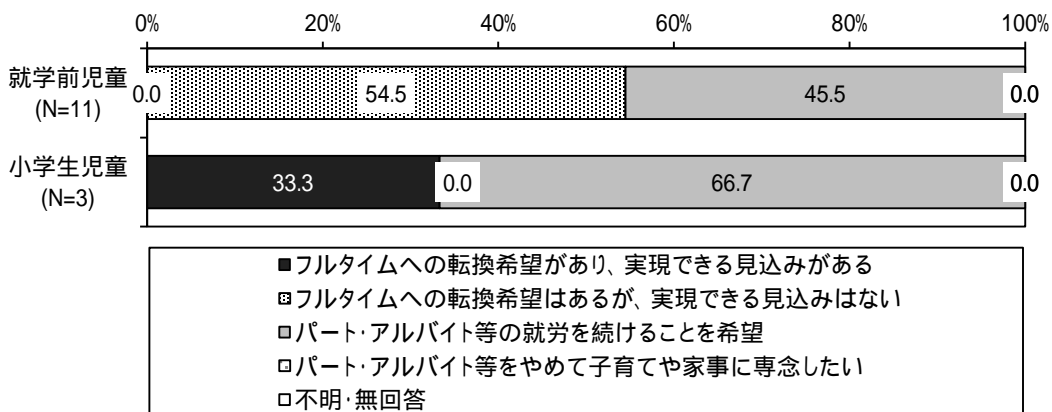
パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望について、母親では「パート・アルバイト等の就労を続ける事を希望」が就学前児童・小学生児童ともに約4割と最も高くなっています。

パート、アルバイトの方のみ パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望 単数回答

【母親】



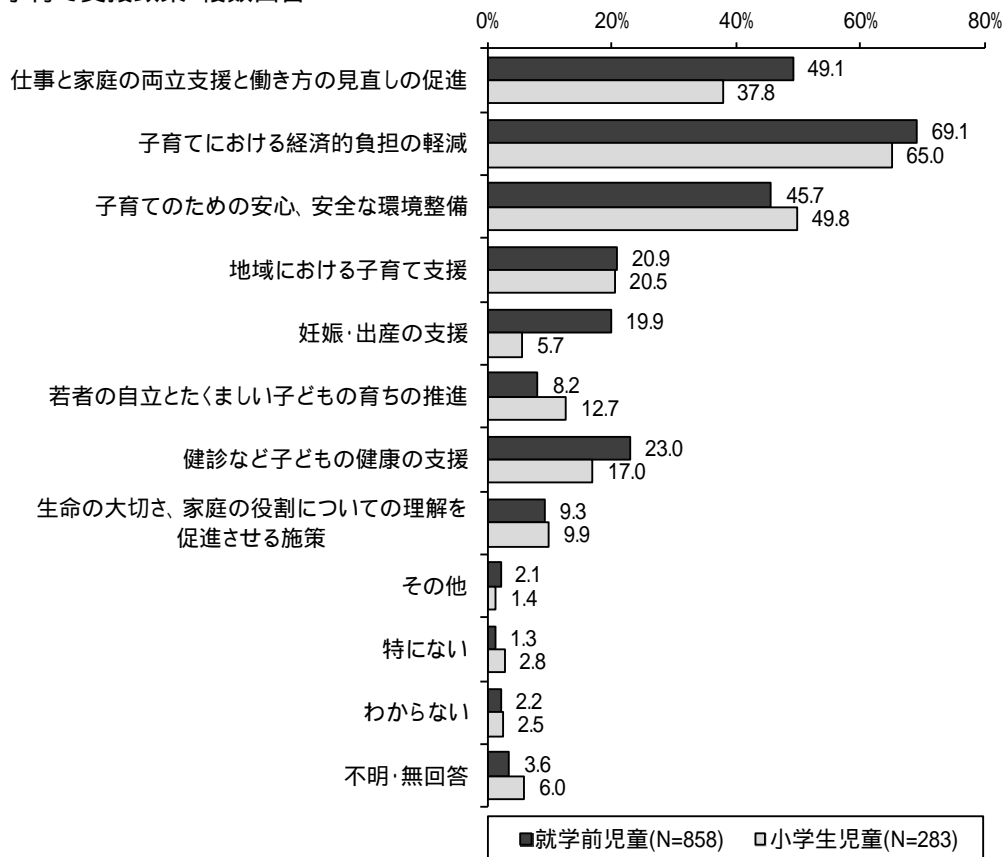
【父親】



(10) 市の子育て支援政策について

望ましい子育て支援政策については、「子育てにおける経済的負担の軽減」が就学前児童・小学生児童ともに7割弱と最も高く、次いで、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」「子育てのための安心、安全な環境整備」等が高く、多様な政策が求められています。

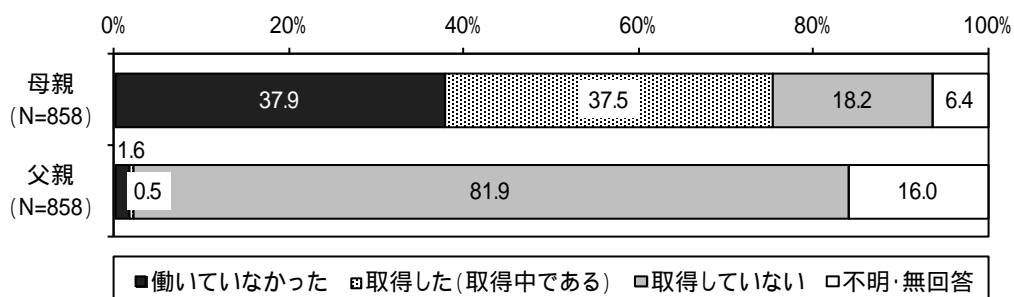
望ましい子育て支援政策 複数回答



(11) 育児休業について

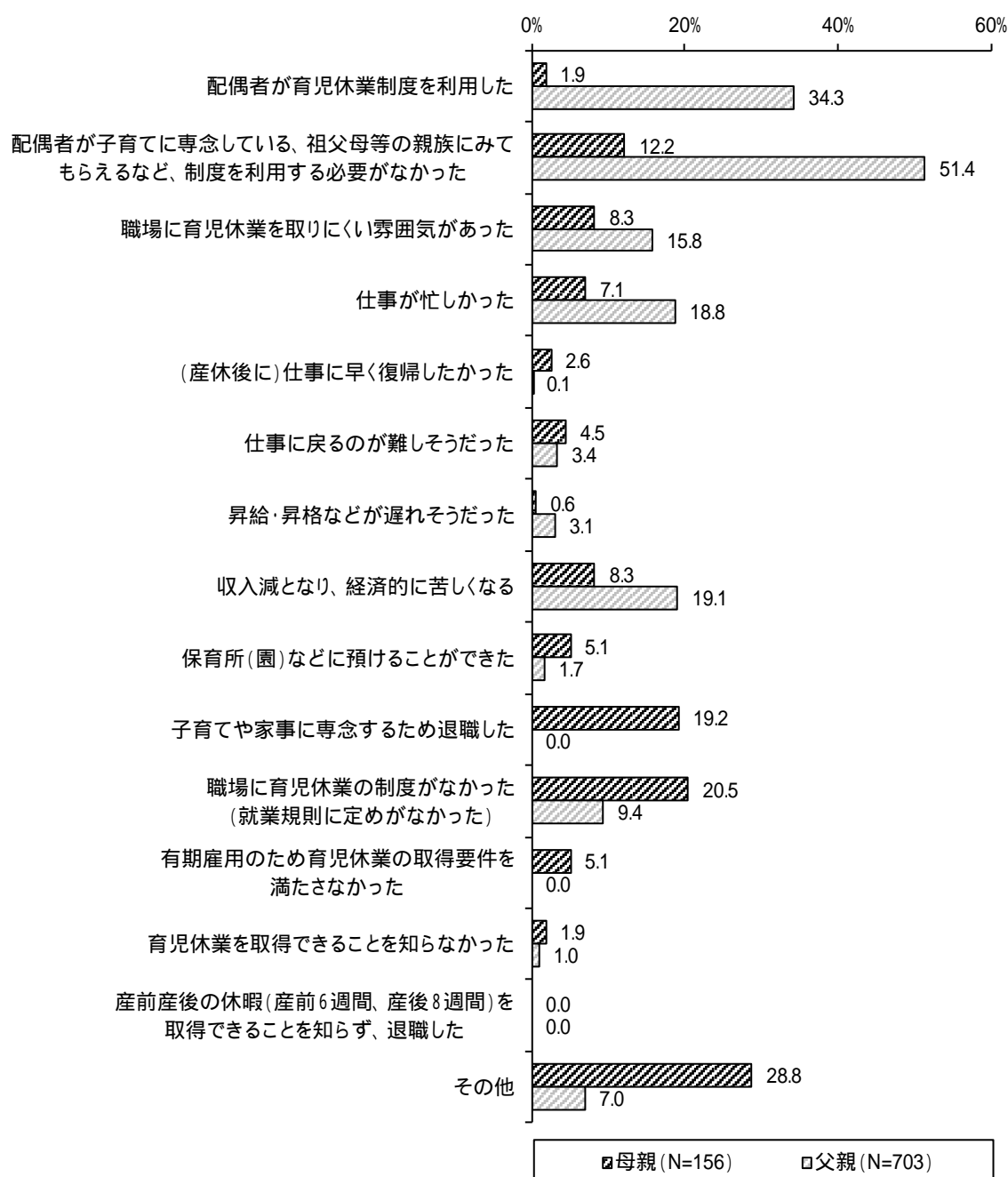
就学前児童で、子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況について、母親では「働いていなかった」が37.9%、父親では「取得していない」が81.9%と、それぞれ最も高くなっています。また、「取得した(取得中である)」が、母親で37.5%、父親で0.5%となっています。

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況 単数回答



就学前児童で、育児休業を取得していない理由については、母親では「職場に育児休業制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が20.5%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が19.2%となっています。父親では「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が51.4%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が34.3%となっています。

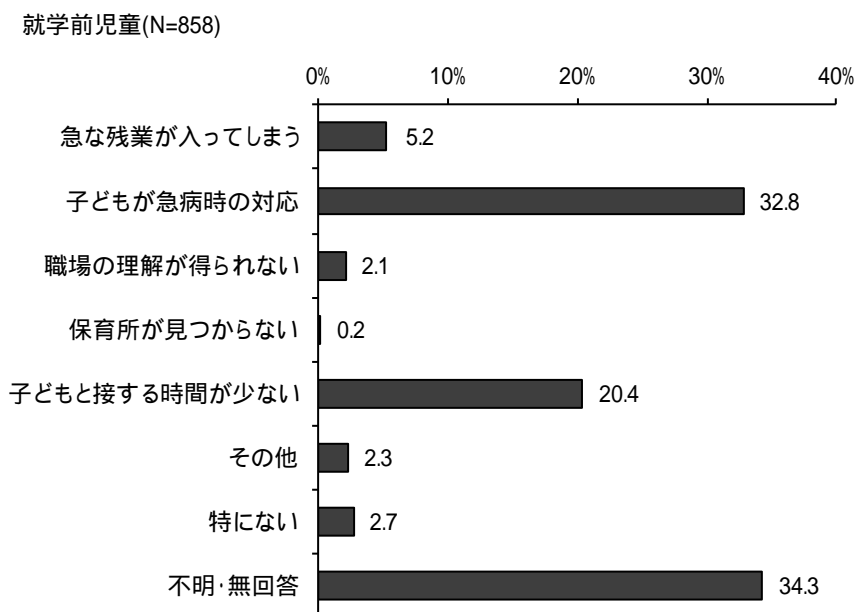
取得していない方のみ 育児休業を取得していない理由 複数回答



(12) 仕事と子育ての両立について

就学前児童で、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、「子どもが急病時の対応」が32.8%と最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」が20.4%となっています。

仕事と子育てを両立で困難だと感じること 単数回答



(1 3) ニーズ調査のまとめ

すべての子育て家庭へのきめ細かな支援の充実

ニーズ調査結果をみると、日頃から親族や知人の協力を得られにくい、身近に相談できる相手がいないなど、子育てになんらかの不安や負担を感じている保護者が少なくない状況がうかがえます。

さらに、女性の社会進出を背景に共働き家庭が増えている一方で、夫婦のどちらかが子育てに専念しているなど、子育て家庭の価値観やライフスタイルは多様化しています。

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込まずに安心して子育てができるよう、それぞれの子育て家庭のニーズに応じたきめ細かな支援が求められています。

子育て家庭のニーズに応じた教育・保育の充実

平日に利用している事業についてニーズ調査結果をみると、保育所に次いで幼稚園が多く、また、幼稚園の利用意向は実際の利用率よりも高い傾向がうかがえます。

教育・保育事業や子育て支援事業については、現在の利用状況だけでなく、今後の利用意向も踏まえたうえで、適正な量の見込みを行う必要があります。

地域ぐるみの子育て支援の充実

ニーズ調査結果をみると、近所や地域との付き合いがある子育て家庭は半数に満たない一方、あいさつや声かけ、見守り等、多くの子育て家庭が地域との関わりを望んでいることがうかがえます。

地域は子どもにとって、様々な世代とふれあい、様々な体験ができる重要な育ちの場であるため、地域ぐるみの子育て環境づくりが求められます。

また、天候に関わらず気軽に行くことのできる安全な遊び場のニーズは高く、地域の資源を活用した遊び場の充実が求められます。

子育てと仕事の両立支援の充実

ニーズ調査結果をみると、子育てに関して経済的な負担が大きいことなどから、パートタイムからフルタイムへの転換を希望する母親も少なくない状況がうかがえます。保護者の就労希望が実現されるよう、保護者の就労をサポートする子育て支援サービスを充実するとともに、子育てしながら働きやすい職場環境づくりが求められています。また、男女ともに子育てと仕事を両立するには、職場の理解や協力も不可欠といえます。

6 課題のまとめ

(1) 次世代育成支援対策行動計画における課題

子育て支援事業の課題

通常保育事業については、保育所再編等推進計画に基づき、子どもの育ちに望ましい集団規模を確保するとともに、低年齢児の受け入れ等保護者の多様なニーズに対応してきました。今後さらにニーズの多様化が見込まれる中、保育士の確保が課題となっています。

延長保育事業は11か所で実施しており、保護者の状況やニーズに応じた柔軟な受け入れを図っています。休日保育事業は2か所で実施していますが、ニーズは少ない状況です。今後、保育所の民営化等に合わせた検討が必要です。

夜間保育事業やトワイライトステイは現在未実施となっており、ニーズも低い状況です。保護者の状況やニーズに応じ、ショートステイ等他の事業と合わせて対応を図っています。ショートステイについては、今後も緊急時に対応できる体制確保が必要です。

放課後児童クラブは10か所で実施しており、今後新たな運営基準に基づく指導員の確保及び施設整備が課題となっています。

病後児保育事業については現在未実施となっていますが、保護者のニーズがあることから、整備に向けた検討が必要です。

一時預かり保育事業は6か所で実施しており、保護者のニーズがある一方、全市域で実施できていないことから、全市的な整備に向けた検討が必要です。

ファミリーサポートセンター事業については利用が少ないものの、上記の事業では対応できない細かなニーズに対応できる事業であるため、今後も援助会員の確保等、提供体制を維持していくことが必要です。

地域子育て支援センター事業は7か所で実施しています。親子の身近な居場所として重要度及び満足度の高い事業であり、今後もさらなる充実をめざして整備を進める予定です。

その他事業の課題

子育てに関する情報提供については、「広報きょうたんご」「子育て応援ハンドブック(キッズナビ)」や各種パンフレットを通じて行っています。インターネット等を活用した定期的かつきめ細かな情報発信については保護者のニーズも高く、今後の課題となっています。

虐待やDV等の深刻な課題を抱える家庭の早期発見・早期対応については、要保護児童対策地域協議会や教育支援センター「麦わら」等の関係機関と連携した対応を図っています。虐待については、地域からの通告も増加しており、今後も地域と連携した早期発見のための取り組みが重要です。

(2) 次世代育成支援対策行動計画取組み状況

事業名		平成 21 年度における 現状	後期計画目標値 (平成 26 年度)	現状
特定 14 事業	通常保育事業	28 ヶ所(H22.4):公設 公営 27、民設民営 1 定員(H22.4):2,485 名 入所児童数(H22.4): 1,592 名 3 歳未満入所児童数 (H22.4):326 名	保育所数は保育所再編 等推進計画にて設定 定員:2,325 名 低年齢児(3 歳未満) 定員:360 名	26 ヶ所(H26.3):19 施 設、公設公営 23、公設 民営 2、民設民営 1 定員(H26.3):2,380 名 入所児童数(H26.3): 1,575 名 3 歳未満入所児童数 (H26.3):456 名
	延長保育事業	実施保育所:7 ヶ所 実施数(H22.4):39 名	実施保育所:10 ヶ所 定員:50 名	実施保育所:11 ヶ所 実施数(H26.3):89 名
	夜間保育事業	未実施	保育所の社会福祉法人 化に併せて検討	未実施
	トワイライト ステイ	未実施	1 ヶ所 定員:5 名	未実施
	休日保育事業	未実施	6 ヶ所 定員:100 名	2 ヶ所
	放課後児童ク ラブ事業	11 ヶ所(H22.4) 定員(H22.4):275 名 利用児童数(H22.4): 371 名	11 ヶ所 定員:330 名	11 ヶ所(H26.3) 定員(H26.3):500 名 平均利用児童数(H25.4 ~H26.3):352 名
	病後児保育事 業(派遣型)	未実施	検討	未実施
	病後児保育事 業(施設型)	未実施	1 ヶ所 日数:50 日	未実施
	ショートステ イ	1 ヶ所 利用延人数(H21.4~ H22.3):292 名	1 ヶ所 利用延人数:300 名	1 ヶ所 利用延人数(H25.4~ H26.3):115 名
	一時預かり保 育事業	5 ヶ所 利用延人数(H21.4~ H22.3):507 名	7 ヶ所 利用延人数:600 名	6 ヶ所(H26.3) 利用延人数(H25.4~ H26.3):1,035 名
	特定保育事業	未実施	検討	未実施
ファミリーサ ポートセンタ ー事業	H19.12 開始:1 ヶ所 会員数(H22.4): おねがい会員 65 名 まかせて会員 38 名 両方会員 11 名	1 ヶ所 会員数の増加	1 ヶ所 会員数(H26.3): おねがい会員 75 名 まかせて会員 30 名 両方会員 6 名	

事業名		平成 21 年度における 現状	後期計画目標値 (平成 26 年度)	現状
特定 14 事業	地域子育て支援センター事業	6ヶ所	7ヶ所	7ヶ所
	つどいの広場事業	未実施	未実施	未実施
その他事業	乳幼児家庭全戸訪問事業	すべての出生児家庭	すべての出生児家庭	すべての出生児家庭
	養育支援訪問事業	40名	該当するすべての児童	8名
	心の教室相談員設置事業	心の相談員:10名 週4日	心の相談員:10名 週4日	心の相談員:9名 週4日
	介護職員設置事業	介護職員:17名 週5日	介護職員:20名 週5日	介護職員:25名 週5日
	教育相談員設置事業	教育相談員:1名 月2回	教育相談員:1名 月2回	教育相談員:1名 月2回
	適応指導教室事業	未実施	1ヶ所	実施(教育支援センター『麦わら』開設)
	異世代交流事業	実施	実施	実施
	子育て情報誌	H21.6作成・配布	3年に1度の発行	H25.3作成分をH25年度に配布
	子育てパンフレット	継続し配布	各健診・事業で継続配布	継続し配布
	子育てネットワークの構築	H18.8 要保護児童対策地域協議会設置 ケース会議:随時開催 ケース進行管理会議: 2~3月毎に開催	要保護児童対策地域協議会の継続 その他の地域におけるネットワークの検討	H18.8 要保護児童対策地域協議会設置 ケース会議:随時開催 ケース進行管理会議: 2月毎に開催

国が指定する特定 14 事業のうち、特定保育事業、つどいの広場事業は、一時保育事業(一時預かり事業)、地域子育て支援センター事業等の事業と支援内容を同じくするところもあるため、現状では「未実施」となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

京丹後市では、次世代育成支援対策行動計画（前期・後期計画）の10年間に
いて、子どもたちの生きる力を育む環境、また、すべての家庭が安心して心穏やかに
子育てができるような環境を、家庭や地域、関係機関等が連携しながら、社会全
体でつくることをめざしてきました。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしますが、基本的には、
子どもの育ちや保護者の子育てを支援していくにあたる上記の考え方に変わり
はありません。

子どもたちの笑顔と笑い声は、これまでも、そしてこれからも、家族にとっ
てはもちろん、地域社会すべての人にとっての宝物です。一方、京丹後市にお
いては少子化が急速に進行しており、今後もさらなる進行が予測されています。
少子化の進行は子どもたちの成長や発達に障壁となるだけでなく、まちの将来
に極めて大きな影響を与えます。私たちは、そうした課題にしっかりと向き合
いながら、少子化対策を総合的に進めるとともに、大切な宝物である子ども
たちが、京丹後の担い手として健やかに未来に羽ばたいていけるよう、その
育ちを社会全体で支えていくという覚悟と決意を持って取り組んでいく必要
があります。

子どもの育ちにとって何より大切なのは、心豊かな家族としっかりとした家
庭を築くことであり、保護者が責任を持って子育てを担うことを前提としな
がら、その役割を果たすことができるよう支援していくことが、地域社会の
重要な役割といえます。また、結婚や出産、育児等で退職された女性も就
職ができ「子育て」と「仕事」を両立しながら生き生きと暮らせるまち
づくりが大切であることから、子育て負担の軽減と、就労を促進するた
めの積極的かつ総合的な子育て支援の環境及び体系をひとつひとつ構築
していく必要があります。

以上の考え方を踏まえ、本計画では、次世代育成支援対策行動計画の
基本理念を継承し、基本理念を次の通り掲げます。

地域にみんなの笑顔と笑い声があふれる

明るい子育てのまち

2 基本目標

基本目標 1 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり

近年、世代間交流機会の減少等により、子どもとふれあう機会を持たないまま親になる人が増加しており、子育てに大きな不安や負担を抱える保護者が少なくありません。また、発達が気になりな子どもへの支援が全国的な課題となっています。

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期からの母子の健康づくり支援や、安心して医療を受けられる体制づくり、相談支援を進めます。また、発達が気になりな子どもへの支援等、家庭、幼稚園・保育所及び学校等と連携した支援体制づくりを進めます。

基本目標 2 すべての家庭が心豊かに子どもと向き合うことのできるまちづくり

近年、価値観やライフスタイルの多様化等により、多くの子育て家庭は共働きである一方で、父親か母親のどちらかが働かずに子育てに専念にしている家庭、ひとり親家庭等、子育て家庭のかたちは様々です。また、経済的に困窮している家庭や、子どもとの向き合い方がわからず深刻な悩みを抱えている家庭等、何らかの支援を必要としている家庭もあります。

そうしたすべての子育て家庭が心豊かに子どもと向き合い、それぞれの価値観を大切にしたい子育てができるよう、地域子育て支援センター等の身近な拠点による相談支援や情報提供等、家庭や地域の状況に応じた様々な支援を推進します。



基本目標3 男女ともに子育てと仕事を両立・発展できるまちづくり

共働き家庭が増加する中で、子どもの健やかな成長を支えるには、子どもの育ちをサポートする保育サービスをはじめ、保護者が子育てしながら働きやすいよう、職場の理解や協力が不可欠です。また、男女がともに協力し、楽しみながら子育てや家事ができるよう、家庭内での役割分担を話し合うことも大切です。

男女ともに子育てと仕事を両立・発展できるよう、関係機関・団体等と連携し、企業及び職場の理解や協力の促進を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。また、結婚や出産、育児等で退職された未就労の女性が、安心して子育てが行えるような就職支援や、女性リーダーの育成についてもサポートしていきます。

基本目標4 子どもが安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり

子どもたちの健やかな育ちにとって、様々な人と交流し、自分たちで工夫しながら外で元気に遊ぶことはとても大切なことです。また、地域に子どもたちの笑い声があふれていると、その地域のすべての人が元気になります。しかし近年、全国的に子どもの安全を脅かす事件が多発していることや、ゲームの流行等により、子どもたちが外で遊ぶことのできる環境が少なくなっています。

子どもたちが安心・安全に地域で遊ぶことができ、また親子で気軽に外出ができる環境づくりのため、地域住民との協働により、様々な交流機会づくりや生活環境の整備並びに、子どもを犯罪・事故等から守る安心・安全のまちづくりを進めます。

基本目標5 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもの幼児期における質の高い教育・保育を保障することをめざしています。「京丹後市保育所再編等推進計画」と連携しながら、すべての地域の子どもたちが家庭の状況に関わらず等しく質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めます。また、教育・保育施設を利用していない家庭に対しても、低年齢児の親子が気軽に集うことのできる場づくり等、地域のニーズに応じた取り組みを進めます。

さらに、子どもが自ら考え、判断する力や豊かな人間性、健康と体力等をバランスよく備え、健やかに成長するために、関係機関・団体等と家庭、地域が連携し、京丹後市の自然・文化等の地域特性を最大限に活かした環境づくりを進めるとともに、子どもたちの連続した育ちを全市的に支援するため、幼稚園・保育所から中学校修了までの一貫教育を推進します。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	推進方向
地域にみんなの笑顔と笑い声があふれる明るい子育てのまち	1 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり	次代の親づくり
		思春期の保健対策の充実
		母子の健康づくり支援
		母子の医療体制の充実
		障害児等支援策の充実
		食育の推進
	2 すべての家庭が心豊かに子どもと向き合うことのできるまちづくり	家庭と地域の教育力の向上
		子育てに関する相談体制の整備・充実
		子育てに関する情報提供の推進
		ひとり親家庭等の自立支援
		子育て家庭等の経済的負担の軽減
		児童虐待防止対策の充実
	3 男女ともに子育てと仕事を両立・発展できるまちづくり	ワークライフバランスの実現のための働き方の見直し
		男女共同参画の子育て環境づくり
	4 子どもが安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり	交流の場づくり
		安心して子育てができる生活環境の整備
		子どもたちを犯罪・事故等から守るための活動の推進
	5 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり	就学前教育・保育の環境整備
		子育て支援体制の充実
		幼保からの小中一貫教育の推進
いじめ防止対策の充実		

第4章 施策の推進方向

1 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり

(1) 次代の親づくり

小中高生の子育てに関する意識づくり

小中高生が、家庭の大切さや子どもを生き育てることの喜び、楽しさ、意義を知り、次代の親としての自覚と責任、社会性を育むため、保育所での乳幼児とのふれあい等の体験教育を実施します。

若者の就業支援

若者の非正規雇用者等の増加による不安定な収入は、未婚化の大きな要因の一つと考えられており、経済的安定が結婚・子育ての重要な要素となっています。またニートや引きこもり等、社会的及び経済的に自立していない、もしくは自立できない状況もあることから、産業振興による雇用機会の創出をめざすとともに、若者サポートセンターや東京都ジョブパーク等の就労支援機関やハローワークとの連携を強化し、きめ細かな就業相談や情報提供による若者の就業支援に取り組みます。

(2) 思春期の保健対策の充実

学校保健の充実

思春期における性の問題に対応するため、子どもの発達段階を踏まえつつ、性に関する正しい健全な意識づくりや、エイズ等の各種感染症の予防について正しい知識普及を図り、性教育を実施します。

また、喫煙や薬物等の有害性に関する知識普及等を図ります。

子どもの相談支援体制の充実

いじめや不登校、心の問題について子どもや親が気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーや心の教室相談員を配置し、相談支援体制の充実を図ります。

(3) 母子の健康づくり支援

妊婦健康診査の実施

母体や胎児の健康確保を図り、安全な妊娠・出産を迎えるため、妊婦健康診査を行います。また、妊婦健康診査の全員受診をめざし、母子健康手帳交付時の受診勧奨や費用助成を行います。

訪問、相談事業の実施

保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、妊娠や子育て等の悩みや不安の相談に応じることで、疾病予防や母子の健康の保持増進を図ります。

妊娠期には、妊娠届出時に実施する妊婦の不安や悩みを把握するアンケートの結果や医療機関との連携により、必要な人に相談・助言を行います。

また、特に生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、相談や助言、情報提供を行う乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を継続し、乳児家庭の孤立防止や保護者の心のケア、乳児の健全な育成環境の確保を図るとともに、子育て家庭とのつながりを深める契機とします。

さらに、乳児家庭全戸家庭訪問事業において養育支援が必要な家庭に対し、相談、指導、助言その他必要な支援を行う養育支援訪問事業を実施します。

子育てに関する講座や講習等による情報の普及

妊娠・出産・育児に関する不安を解消するため、必要な情報を得るための両親学級等の各種講座や講演会の充実を図るとともに、多様なニーズに応じた訪問指導や健康相談等を行います。



乳幼児健康診査の実施

乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査を行います。健診後は、適切な医療機関等への受診勧奨や相談対応、関係機関との連携を行い、発達に応じたきめ細かな支援に努めます。

また、育児状況等の把握を行い、保護者が安心して健全な子育てができるよう、保健指導や子育て等に関する相談対応に努めます。

う歯の予防

う歯予防については、妊娠中から普及啓発を行うとともに、幼児期以降フッ化物を利用した歯質強化を図り、幼児期・学童期のさらなるう歯保有率の低下をめざします。

疾病等の予防と早期発見の促進

子どもの感染症の発生及び蔓延を予防するための予防接種や、その他疾病に関する正しい知識の普及を図るために、対象家庭への広報活動を行います。

また、子どもたちの事故防止及び事故発見時の対応に関する知識について、地域全体への普及に努めます。

(4) 母子の医療体制の充実

小児医療の充実

市立病院において、専門医の確保や医療機能の充実を図ります。また、2次医療圏を越えた体制確保を図るとともに、中核病院を中心に地域の医療機関が連携しながら役割分担を行い、小児医療のサービス体制の充実を図ります。

さらに、かかりつけ医・歯科医の普及に向けた啓発を行うとともに、救急時の相談窓口や夜間・休日の応急診療について積極的な周知を図ります。

周産期医療の充実

京丹後市立弥栄病院を周産期医療の拠点施設として、専門医の確保や医療機器の充実を図り、妊娠期から新生児期までの周産期における一貫性のある医療体制を確保します。また、周産期医療2次病院等への広域搬送を迅速かつ円滑に行う体制強化を図ります。

(5) 障害児等支援策の充実

障害児支援の充実

学校、支援施設及び関係機関の連携を強化し、障害のある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくとともに、家庭への適切な援助を行います。

また、障害福祉サービスを利用している子ども一人ひとりに障害児支援利用計画を作成し、個々の状況にあったサービスの提供をしていきます。

障害児家庭への経済的支援

障害のある子どもを持つ家庭に対して、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び重度心身障害者医療費助成等、経済的な支援の充実と支援制度の周知を図ります。

障害児の保育の充実

障害のある子どもが身近な場所で、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を受け入れられるよう、受け入れ体制の整備、保育士の専門性の向上及び保育内容の充実を図ります。

障害児の教育の充実

学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の設置等を進め、校内体制の整備を推進します。

また、障害のある子どもが学びやすい教育環境を充実するため、就学指導の充実や教職員等の知識・技能の向上を図ります。

療育体制の充実

障害のある子どもが地域の中で健やかに育ち、また、親の不安や悩みの軽減及び解消を図るため、療育相談や機能訓練等、地域での障害児等支援の充実に努めます。

発達障害児支援の充実

乳幼児期等において発達に応じた適切な支援が受けられるよう、乳幼児等の健診及び幼稚園・保育所の4歳児を対象としたスクリーニングを行い、発達障害のある子どもの早期発見・早期支援及び保護者への支援に努めます。

また、発達障害のある子どもの特性や個性等の情報を各関係機関にスムーズに伝え、乳幼児の療育から教育、就労まで一貫した支援を可能にする発達支援ファイルの効果的な活用を図ります。

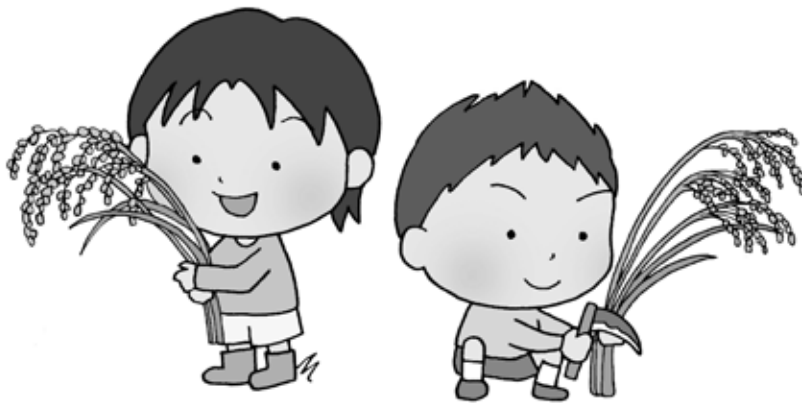
(6) 食育の推進

家庭における食育の推進

家庭で健全な食生活を営むことができるよう、乳幼児健診や離乳食教室における指導及び相談、地域子育て支援センターでの講話、相談事業等により、保護者に対して食に関する正しい知識を普及し、家庭での食育を支援します。

幼稚園・保育所、学校における食育の推進

子ども自身が「食」についての理解を深め、自ら実践できるよう、「食育月間」及び「食育の日」を普及・啓発するとともに、幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育を行います。また、給食の食材における地産地消を進めます。



2 すべての家庭が心豊かに子どもと向き合うことのできるまちづくり

(1) 家庭と地域の教育力の向上

家庭の教育力の向上

次代を担う子どもが自立し心豊かに成長するため、すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上をめざし、身近な地域における子育てに関する学習や交流機会及び情報提供の充実を図るとともに、親子のふれあいを大切にした活動を実施します。

地域の教育力の向上

学校と地域の連携により、地域を拠点とした体験活動や文化・スポーツ活動等、身近な場での活動と交流機会を拡充します。

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、パンフレットやインターネット、講演会等、あらゆる媒体や機会を活用し、子育て家庭の状況や子育て支援に関する取り組み及び制度について積極的に情報発信するなど、意識啓発に取り組みます。

子育て支援のネットワークづくり

地域における子育て支援の担い手を把握するとともに、それらの担い手が地域において効果的な取り組みを展開できるよう、各種団体が集まり、情報共有や連携・交流ができる場を設けるなど、子育て支援のネットワークづくりに努めます。

(2) 子育てに関する相談体制の整備・充実

訪問、相談事業の推進【再掲】

保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、妊娠や子育て等の悩みや不安の相談に応じることで、疾病予防や母子の健康の保持増進を図ります。

妊娠期には、妊娠届出時に実施する妊婦の不安や悩みを把握するアンケートの結果や医療機関との連携により、必要な人に相談・助言を行います。

また、特に生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、相談や助言及び情報提供を行う乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を継続し、乳児家庭の孤立防止や保護者の心のケア、乳児の健全な育成環境の確保を図るとともに、子育て家庭とのつながりを深める契機とします。

さらに、乳児家庭全戸家庭訪問事業において養育支援が必要な家庭に対し、相談、指導、助言その他必要な支援を行う養育支援訪問事業を実施します。

子育てに関する相談体制の充実

各地域の地域子育て支援センターや子育てサポートセンター、家庭子ども相談室、子育て相談及び保健所等、様々な機関できめ細かく実施している相談業務について、各相談窓口間の連携をより一層強化し、身近な地域で気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、それら相談窓口の周知を図ります。

また、様々な相談に対応するため、家庭子ども相談室や地域子育て支援センター等に専門的な相談員を配置し、相談体制や指導内容の充実を図ります。

女性専門の相談事業の推進

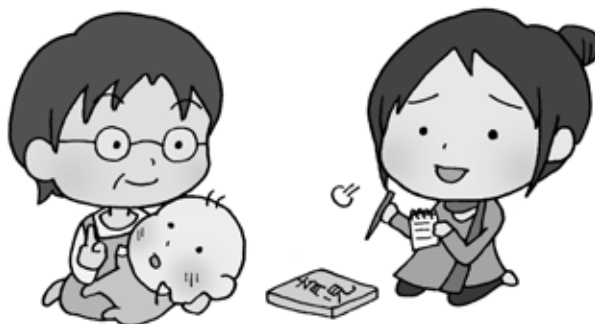
女性が安心して生活できる地域づくりをめざして、仕事、夫婦、家庭、子育て、健康、セクハラ、DV等に対する不安や負担の軽減を図るため、専門のカウンセラーが相談に応じる女性専門の相談事業を充実するとともに、それら相談窓口の周知を図ります。

(3) 子育てに関する情報提供の推進

子育てに関する情報提供・情報発信の強化

子育て家庭を対象とした、幼稚園・保育所等の子育て支援事業や制度の紹介及び情報提供を積極的に図るとともに、情報誌やパンフレット、インターネット、携帯電話のメール等の様々な媒体、子育ての事業やサークル活動、講演会等の様々な機会を活用し、積極的かつ効果的な情報発信に取り組みます。

また、必要な人に必要な情報を届けるための仕組みづくりについても検討し、子育てに関する情報提供・情報発信を強化します。



(4) ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭の自立に向けた取り組みの推進

「京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画」(平成 26 年 4 月策定)に基づき、ひとり親家庭等の自立とひとり親家庭等の子どもの健やかな育ちをめざして、自立支援等の取り組みを総合的かつ計画的に推進します。

ひとり親家庭の保育サービスの優先利用の推進

ひとり親家庭が安心して働き、自立した生活を送ることができるよう、保育所や放課後児童クラブ等、各種保育サービスの優先利用を進めます。

(5) 子育て家庭等の経済的負担の軽減

子育て支援サービスの負担の軽減

高速道路の開通等により若い世代が京丹後市に魅力を感じて定住し、親子の賑やかな姿があふれる子育てしやすいまちをめざします。そのためにも、「京丹後市保育所再編等推進計画」に基づく保育所の統廃合や幼保一体化、民間委託等の施策による行政負担軽減の成果を活用し、幼稚園・保育所の保育料、放課後児童クラブの利用料の抜本的な見直しを行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を実施します。

生活支援事業の推進

子育て家庭等の経済的負担の軽減のため、妊娠や出産、子育て等にかかる費用の助成等を行います。

医療費補助事業等の推進

子どもの健やかな育成のため、こども医療の助成や不妊治療への給付等の医療費補助を行います。

就学等の支援事業の推進

子どもの就学支援のため、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学等の支援事業の周知を進めるとともに、必要な経済的援助を行います。

国や京都府の動向を踏まえた経済的支援の検討

子育てに対する経済的支援を望む声が増加する中、国や府の動向を踏まえ、優先度や取り組みの効果等を考慮したうえで、可能な経済的支援について検討します。

(6) 児童虐待防止対策の充実

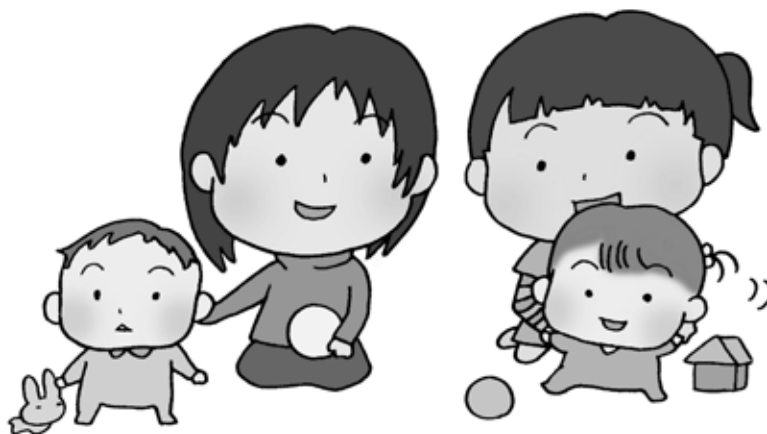
児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応

児童虐待の発生を予防するため、健康診査や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を含む訪問・相談事業等の母子保健活動をはじめ、地域の医療機関や関係機関等との連携を通して、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭の早期把握・早期対応に努めます。

また、幼稚園・保育所、学校等で子どもたちに関わる日常業務の中からも、児童虐待の発生予防及び早期発見等に取り組むとともに、主任児童委員や児童委員による地域における相談・見守り活動の充実を図ります。

関係機関等との連携強化

地域全体で子どもを守る支援体制づくりのため、市の関係機関のほか、児童相談所、保健所、児童委員、警察署、消防署及び医師会等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、定期的な情報交換や事例把握はもとより、個別の要保護児童に対する具体的な支援内容の検討を行います。



3 男女ともに子育てと仕事を両立・発展できるまちづくり

(1) ワークライフバランスの実現のための働き方の見直し

企業や職場の理解・協力の促進

男女ともに子育てと仕事を両立できるよう、育児休業制度の利用促進や長時間労働の抑制等について、事業主や企業への啓発とともに協力の働きかけを行います。

また、ワークライフバランスの実現や一般事業主行動計画の策定に関して、事業主や就業者等への広報・啓発に取り組みます。

女性の再就職・リーダー育成の支援

結婚や出産、育児等のために退職した女性が再就職できるよう、若者サポートセンターや京都市ジョブパーク等の就労支援機関やハローワークと連携のもと、子ども・子育て支援の側面からサポートしていきます。

また、京都産業 21 北部支援センター主催の「女性リーダー育成セミナー」への参加を促進するなど、女性リーダーの育成についてもサポートしていきます。

(2) 男女共同参画の子育て環境づくり

男女共同参画社会の実現

男女がともに子育てや家事と仕事を両立し、支え合うことのできる環境をめざし、「京丹後市男女共同参画計画 後期計画（デュエットプラン 21）」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、あらゆる機会を通じた意識づくりや情報提供に取り組みます。

家庭内での家事・育児分担の促進

家庭内において家事・育児や仕事に対する考え方を話し合い、家族が互いに納得できる役割分担を行うこと及びその役割分担に基づき互いに協力し合うことの大切さについて、啓発活動を推進します。

4 子どもが安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり

(1) 交流の場づくり

異世代交流事業の推進

年齢の異なる子ども同士や地域住民との交流を通して、子どもたちが社会性を身に付けられるよう、公民館等で実施している子どもを対象とした各種取り組みを効果的に展開するとともに、地域の子ども会活動への参加を促進します。

また、子どもたちが協調性や思いやりの心を育むことができるよう、地域の特性を活かしつつ、地域活動や伝統行事への参加等の体験を通し、様々な世代の地域住民とふれあう機会を提供します。

社会教育施設（公民館、図書館等）や公園等の整備

子どもたちが自由に交流できるよう、図書館や公民館の子どもコーナー等の充実に努めます。

また、子どもたちが安全に遊ぶことができるよう、公園や緑地の整備を進めるとともに、公園等の遊具の安全面について適正な管理を行います。

学校施設開放の推進

子どもたちの遊び場や居場所を確保するため、身近な施設である学校の校庭を開放施設として提供するとともに、安全面について適正な管理を行います。

「放課後子ども総合プラン」に基づく取組み

共働き家庭等の「小1」の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備に向けて検討を行います。

(2) 安心して子育てができる生活環境の整備

道路・公共施設等のバリアフリー化の促進

子どもや妊産婦、子ども連れの親等すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を促進します。また、公共施設等においては、子どもサイズの便器、トイレ内のベビーシート、授乳室等子育て家庭に配慮した施設整備を図ります。

(3) 子どもたちを犯罪・事故等から守るための活動の推進

地域における防犯意識の向上

「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、地域社会における市民、事業者及びボランティア団体との連携により、防犯教育や犯罪被害防止のための情報提供並びに啓発活動を行い、地域の防犯意識の周知を図ります。また、防犯の基本となる地域住民の連帯感や支え合いの意識を高めるため、あいさつ運動や声かけ等を促進します。

地域における防犯活動の推進

地域団体や関係機関と連携・協力し、犯罪等に関する情報共有を図るとともに、自主防犯パトロールや立ち番による見守り活動等の防犯活動を展開します。また、小学校に配置した車両（にこにこカー）や市役所及び各種団体の青色パトロール車によるパトロールを行います。

防犯環境の整備

安心・安全なまちづくりを推進するため、市内各所に防犯灯を設置するとともに、子どもたちの緊急避難所となる「こども 110 番の家」の拡大を図るため、協力者への依頼を地域と一緒に進めます。また、各地域で進めている防犯地域拠点づくりについて、各種団体間の情報交換、情報共有及びネットワーク化を強化します。

交通安全対策の推進

子どもたちを交通事故から守るため、「第 3 次京丹後市交通安全計画」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、国や府、京丹後市交通安全対策協議会等との連携のもと、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底等の施策を進めます。また、市交通安全指導員による子どもや子育て世代を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。さらに、チャイルドシートの正しい利用の徹底を図るための啓発を推進するとともに、自転車の安全利用に関する取り組み等を積極的に展開します。

通学路の安全対策

児童生徒の登下校中の安全を確保するため、「京丹後市通学路交通安全プログラム」（平成 26 年 1 2 月策定）に基づき、通学路の合同点検や安全対策等の取り組みを京丹後市通学路安全推進会議と連携のもと進めます。

5 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

【教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容】

(1) 就学前教育・保育の環境整備

幼保一体化等の推進

幼稚園・保育所の連携を強化し、就学前の教育・保育を総合的に提供できる体制づくりを進めます。「京丹後市保育所再編等推進計画」(平成23年3月策定)に基づき、保育所の統廃合や幼保一体化による保育所運営の実施、公立保育所の民営化等を進めます。また、認定こども園への移行について検討していきます。

職員の資質向上

全市的に質の高い教育・保育を提供するため、保育士や教員等の安定的な確保に努めるとともに、幼稚園・保育所全職員を対象とした研修の充実を図ります。

職員自身の自主的な資質向上を促すため、公開保育や職員の交流機会の充実を図ります。

幼稚園・保育所の運営評価体制づくり

信頼される幼稚園・保育所づくりのため、現在幼稚園で行っている自己評価を保育所でも実施していくとともに、評価結果を「子ども未来まちづくり審議会」等へ報告し、市民への情報公開に努めます。

(2) 子育て支援体制の充実

地域子育て支援センターにおける子育て支援体制の充実

親子や子育てサークルが気軽に集い活動できる場の提供や、子育て相談及び子育てに関する情報提供が受けられるよう、地域子育て支援センターを増設します。

また、子育て支援を担う人材の育成や地域での子育て世代の交流の場づくりを進めるため、地域の子育てサークルやボランティア活動を支援します。

さらに、家庭の教育力を高めるため、保育士、保健師及び栄養士等による育児教室や育児学習の実施充実に努め、子育てに不慣れな親への子どもとの遊び方や学習の指導等を行います。

多様なニーズに応じた地域子育て支援事業の充実

多様化する保育ニーズに対応するため、保育所の運営委託等の動向を踏まえながら、延長保育、土曜・休日保育及び病後児保育等、様々なサービスの充実に努めます。

また、地域子育て支援センター等を拠点とし、子育て家庭のニーズに応じて様々なサービスをマネジメントする利用者支援体制づくりについて検討します。

地域に開かれた幼稚園・保育所づくり

幼稚園・保育所の行事に地域住民の参加を呼びかけるとともに、地域の行事に園児が参加するなど、幼稚園・保育所と地域との交流活動を行います。

(3) 幼保からの小中一貫教育の推進

保幼小の連携体制の整備

子どもの健やかで一貫性のある育ちを確保するため、保幼小の円滑な接続のためのカリキュラムを開発し、すべての幼稚園・保育所、小学校で実施します。

また、保幼小の円滑な接続のため、幼児と児童の交流機会づくりや、小学校との合同研修の実施、職員同士の交流、情報交換等、幼稚園・保育所、小学校の積極的な連携を図ります。

幼保から中学校終了までを見据えた小中一貫教育の推進

就学前から中学校修了までの子どもの育ちを見据え、幼稚園・保育所、小学校及び中学校による小中一貫教育の推進体制を確立するとともに、現在、全国・府平均を上回っている学力についても、一層の向上に向けて、先駆的に学習ができる雰囲気づくりと、楽しく意欲的に進められる授業づくりを進めていきます。

また、幼児児童生徒の発達段階に応じた教育の一貫性と系統性を高めるとともに、幼児児童生徒の校種を超えた交流や生徒指導等の円滑な接続に努めます。

さらに、子どもの発達や学習の特性等に応じた保幼小中一貫の教育課程により、すべての学校園で就学前から中学校修了までの系統的な指導を実施するとともに、小中学校の接続期の指導を充実します。

各中学校区における学校・家庭・地域の連携による取り組みの推進

小中一貫教育の方針を踏まえ、それぞれの中学校区においてめざす子ども像や指導目標を設定し、一貫した教育推進計画を作成します。

その計画に基づき、それぞれの中学校区において、学校支援ボランティアの取り組みを拡充するなど、地域の自然・文化や人材等の資源を最大限に活用し、学校、家庭及び地域社会が連携・協力して子どもの健やかな成長を支援していきます。

京丹後市の多様な資源を活用した教育の推進

「京丹後市教育振興計画」(平成 27 年 4 月策定)及び「京丹後市スポーツ推進計画」(平成 26 年 4 月策定)等に基づき、確かな学力や豊かな心、たくましい身体の育成を進めるとともに、京丹後市の豊かな歴史・文化や自然、人材等多様な資源を活用した体験学習活動の充実を図ります。

(4) いじめ防止対策の充実

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応

被害児童生徒の生命、身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人ひとりの尊厳と人権の尊重を目的に、国、府、学校、地域、家庭及びその他の関係者が連携のもと、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

関係機関や家庭との連携促進

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや警察、児童相談所、地域の関係団体との連携を促進するとともに、学校と地域や家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図ります。

また、各家庭においても、子どもがいつでも悩みを相談できるよう寄り添うことの大切さを啓発していくとともに、子どものささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いをもって学校等に相談するよう周知を進めます。

第5章 量の見込みと確保方策

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

京丹後市においては、平成23年3月に策定した「京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、旧6町域単位で教育・保育の適正配置に向けた整備に取り組んでいるところです。一方で、1か所で全市的な利用ニーズに対応している事業等もあることから、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）と設定しつつ、再編計画との整合を図りながら地域のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備に努めます。

教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策

量の見込み

教育

単位(人)

京丹後市	実績			見込み					
	平成 25 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
量の見込 (必要利用定員総数)	-	-	162	130	91	221	132	89	221
確保の内容 幼稚園・ 認定こども園	-	-	162	130	91	221	132	89	221
-	-	-	0	0	0	0	0	0	0

京丹後市	見込み								
	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
量の見込 (必要利用定員総数)	132	89	221	132	89	221	134	87	221
確保の内容 幼稚園・ 認定こども園	132	89	221	132	89	221	134	87	221
-	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2号認定のうち、教育の利用希望が高い者

保育

単位(人)

京丹後市	実績			見込み					
	平成 25 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
量の見込 (必要利用定員総数)	1,119	98	358	934	110	396	905	110	390
確保の内容 認定こども園・ 保育所	1,119	98	358	934	110	396	905	110	390
地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	0	0	0	0	0	0	0	0	0

京丹後市	見込み								
	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込 (必要利用定員総数)	913	120	385	902	120	378	885	120	369
確保の内容 認定こども園・ 保育所	913	120	385	902	120	378	885	120	369
地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	0	0	0	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

教育の定員数については、平成 26 年度現在、370 名（公立幼稚園 4 園）の提供体制があります。

保育の定員数については、平成 26 年度現在、2,010 名（公立保育所 23 園、私立保育所 3 園）の提供体制があります。

平成 27 年度に、弥栄地域及び久美浜地域において幼稚園を新たに 2 園開設することから、教育の量の見込みは増加し、その後、維持していくものと見込んでいます。一方、保育の量の見込みについては、平成 27 年度から平成 31 年度にかけて、児童人口の減少と合わせて幼稚園への移行を鑑み、減少傾向になるとみていますが、0 歳児については、女性就労者の向上から増加を見込んでいます。また、1～2 歳児については、いったん増加した後、徐々に減少していくものと見込んでいます。教育・保育の提供体制については、「京丹後市保育所等再編計画」に基づき、旧 6 町域ごとの統廃合及び幼保一体化を進めます。再編後における認定こども園への移行について、長期的に検討していきます。

地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

認定区分について

学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の 3 区分にそれぞれ認定し実施します。

認定区分

1号認定	教育標準時間認定・満3歳以上
2号認定	保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上
3号認定	保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

量の見込み

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	実績	量の見込み				
			平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
延長保育事業		人	89	75	73	73	72	70
放課後児童健全育成事業	低学年	人	308	320	312	298	284	271
	高学年	人	44	80	102	111	111	106
	合計	人	352	400	414	409	395	377
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		人日	115	231	231	207	171	171
地域子育て支援拠点事業		人回	22,181	23,461	23,110	22,740	22,262	21,616
一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	人日	11,590	11,720	11,720	11,720	11,720	11,720
	一時預かり	人日	1,035	1,176	1,152	1,147	1,130	1,106
病児・病後児保育事業		人日	0	10	24	24	24	24
ファミリーサポートセンター事業 (就学児のみ)		人日	0	24	24	24	24	24
妊婦健診事業		人回	9,434	9,014	8,833	8,600	8,289	8,056
乳児家庭全戸訪問事業		人	361	353	348	341	332	320
養育支援訪問事業		人	8	34	34	34	34	34
利用者支援事業		か所	-	1	1	1	1	1

延長保育事業

量の見込み(再掲)

延長保育事業

単位(人)

京丹後市	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込	89	75	73	73	72	70
確保の内容	89	75	73	73	72	70
-	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

延長保育については、平成 27 年度に 1 か所増えて 12 か所の保育所で実施となります。今後も、保護者の就労状況等により保育が困難な就学前児童について、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう努めます。

放課後児童健全育成事業

量の見込み(再掲)

放課後児童健全育成事業

単位(人)

京丹後市		実績	見込み				
		平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込	低学年	308	320	312	298	284	271
	高学年	44	80	102	111	111	106
	合計	352	400	414	409	395	377
確保の内容		352	400	414	409	395	377
-		0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、平成 26 年度現在 10 か所で 4 年生までの受け入れを行っています。
平成 27 年度からはすべての児童クラブで高学年 6 年生までの受け入れを行い、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、施設環境及び指導員の質の向上を図り、ニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

量の見込み(再掲)

子育て短期支援事業

単位(人日)

京丹後市	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込	115	231	231	207	171	171
確保の内容	115	231	231	207	171	171
-	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

子育て短期支援事業については、平成26年度現在1か所で開催しており、今後も保護者の病気、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の養育・保護に対応できる提供体制を確保します。

地域子育て支援拠点事業

量の見込み(再掲)

地域子育て支援拠点事業

単位(人回)

京丹後市	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込	22,181	23,461	23,110	22,740	22,262	21,616
確保の内容	22,181	23,461	23,110	22,740	22,262	21,616
-	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

地域子育て支援拠点事業については、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、平成27年度に1か所増設し、8か所で開催していきます。

支援センターでは、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

今後も利用者のニーズに対応できる提供体制を確保していくとともに、より身近で利用しやすい環境を構築していきます。

一時預かり事業

量の見込み(再掲)

一時預かり事業

単位(人回)

京丹後市		実績	見込み				
		平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
幼稚園での預かり保育	量の見込	11,590	11,720	11,720	11,720	11,720	11,720
	確保の内容	11,590	11,720	11,720	11,720	11,720	11,720
	-	0	0	0	0	0	0
一時預かり	量の見込	1,035	1,176	1,152	1,147	1,130	1,106
	確保の内容	1,035	1,176	1,152	1,147	1,130	1,106
	-	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

幼稚園での預かり保育については、平成26年度現在4か所で実施しています。平成27年度に新たに幼稚園が2園開設することから、今後も、保護者のパートタイム就労や疾病・出産等により保育が困難な就学前児童について、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう努めます。

その他の一時預かりについては、一時預かり保育事業を6か所(公立保育所4か所、私立保育所2か所)で実施しています。平成27年度に新たに2か所を増設し、8か所で利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

病児・病後児保育事業

量の見込み(再掲)

病児・病後児保育事業

単位(人日)

京丹後市	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込	0	10	24	24	24	24
確保の内容	0	10	24	24	24	24
-	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

病児・病後児保育事業については、現在実施しておらず、医療機関や関係機関と連携・調整を図り、平成27年度以降に病後児保育の提供体制を確保するとともに、利用したいとする保護者が適切に利用できるよう、制度の周知に努め利用促進を図ります。

病児保育事業については、医療機関に併設した施設での開設等、利用者が安心して利用できるよう、関係機関と協議を続けていきます。

ファミリーサポートセンター事業(就学児のみ)

量の見込み(再掲)

ファミリーサポートセンター事業(就学児のみ)

単位(人日)

京丹後市	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込	0	24	24	24	24	24
確保の内容	0	24	24	24	24	24
-	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

ファミリーサポートセンター事業については、利用実績は少ないものの、公的サービスでは対応がむずかしいニーズに応える大切な事業であることから、今後も引き続き利用者のニーズに対応できるよう、子育て経験者や保育士OB等の活用により援助会員を確保し、提供体制を維持していきます。

妊婦健診事業

量の見込み(再掲)

妊婦健診

単位(人回)

京丹後市	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込	9,434	9,014	8,833	8,600	8,289	8,056
確保の内容	9,434	9,014	8,833	8,600	8,289	8,056
-	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

妊婦健診事業については、疾病の早期発見及びB型肝炎等母子感染症の予防のため、基本健診14回と追加検査(血液、超音波検査等)14回に対し、一定の費用を公費負担しています。実施医療機関は、京都府内の医療機関及び府外一部の医療機関に委託し、受診しやすい体制をとっています。

今後も母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票・妊婦歯科健康診査受診票を交付し、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理を支援していきます。

乳児家庭全戸訪問事業

量の見込み(再掲)

乳児家庭全戸訪問事業

単位(人)

京丹後市	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込	361	353	348	341	332	320
確保の内容	361	353	348	341	332	320
-	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

乳児家庭全戸訪問事業については、生後1か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行っています。

今後もすべての家庭の養育環境の把握に努めるとともに、子育て支援に関する必要な情報提供、助言を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

養育支援訪問事業

量の見込み(再掲)

養育支援訪問事業

単位(人)

京丹後市	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込	8	34	34	34	34	34
確保の内容	8	34	34	34	34	34
-	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業とあわせ、今後も、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に、家庭や子どもに関する課題を共有し、適切な支援が引き続き行われるよう連携を図ります。また、その支援に関しては、養育支援訪問事業を活用することにより、家庭や子ども、あるいは妊産婦が安心・安全かつ安定した日常生活を営むことができるように努めていきます。

利用者支援事業

量の見込み(再掲)

利用者支援

単位(か所)

京丹後市	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込	-	1	1	1	1	1
確保の内容	-	1	1	1	1	1
-	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

利用者支援事業については、今後1か所を整備し、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育をはじめ、一時預かりや放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から、子どもや保護者が適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行い、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

実費徴収にかかる補足給付を行う事業

提供体制、確保策の考え方

子ども・子育て支援新制度にかかる支給認定子どもが特定教育・保育等を受けた場合の教育・保育給付によっては、運営費が給付されない日用品や行事参加費等の実費負担分について、市が定める基準に従い、保護者への費用助成を行います。

多様な主体が参画することを促進するための事業

提供体制、確保策の考え方

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育等の設置を促進していく事業です。現状の保育施設にないものに対して手段を講じていきます。

第6章 計画の推進について

1 市民や地域、関係団体等との協働

本計画を実行性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報等の媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動等と十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、市民や関係団体等で構成される「子ども未来まちづくり審議会」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価、課題整理等を行います。

2 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、計画策定担当課（子ども未来課）が中心となり、年度毎に関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「子ども未来まちづくり審議会」等において、PDCAサイクル【Plan（計画） Do（実施・実行） - Check（検証・評価） - Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

編集/発行 京丹後市教育委員会事務局 子ども未来課
〒629-2501 京丹後市大宮町口大野 226 番地
TEL 0772-69-0340 FAX 0772-64-5000
E-mail : kodomomirai@city.kyotango.lg.jp